

交通騒音問題の未然防止のための 沿道・沿線対策に関するガイドライン

参考資料

- ◆ 沿道沿線の土地利用対策に関する検討委員会
- ◆ 取組事例等の参照元（URL）
 - ※ URL は平成 29 年 2 月時点のものを掲載。
 - ・ 参考-1：交通騒音情報の公表・周知
 - ・ 参考-2：対策対象範囲の設定
 - ・ 参考-3：マスタープラン
 - ・ 参考-4：用途地域
 - ・ 参考-5：地区計画、沿道地区計画
 - ・ 参考-6：公園・緑地等緩衝帯の配置
 - ・ 参考-7：住宅対策
- ◆ 地方公共団体へのアンケート結果
- ◆ 騒音に係る環境基準
- ◆ 交通騒音対策の概要
- ◆ 交通騒音問題の未然防止に関する関係主体と手続き等のフローの例
- ◆ 住宅の防音対策の取組手順の例
- ◆ ラベリング制度
 - ・ CASBEE
 - ・ 住宅性能表示制度

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課

◆ 沿道沿線の土地利用対策に関する検討委員会

【名簿（敬称略）】

主査 大西 隆 東京大学 名誉教授

（以下、五十音順）

委員 石井 貢 神奈川県環境科学センター 環境監視情報課 専門員

出石 稔 関東学院大学 法学部 法学科 教授

三谷 仁美 熊本大学 法学部 講師

村田 博 長野県 環境部 水大気環境課長

山本 貢平 一般財団法人小林理学研究所 所長

若井 郁次郎 大阪産業大学 人間環境学部 生活環境学科 教授

◆ 取組事例等の参照元（URL）

参考-1 交通騒音情報の公表・周知

対策区分.	具体的な方法例	団体名
(2). 1) 交通騒音情報の 公表・周知	ホームページに掲載	秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県 京都府、和歌山県、徳島県、佐賀県、小樽市、郡山市 さくら市、真岡市、越谷市、西尾市、大府市、貝塚市 宝塚市、唐津市 他多数
	公表文書に掲載 ※環境白書、報告書、年報 等	東京都、徳島県、沖縄県、盛岡市、陸前高田市、真岡市 船橋市、江東区、荒川区、小平市、中央区、青梅市 岩倉市、半田市、豊田市、大津市、境港市、倉敷市 坂出市、唐津市 他多数
	区政情報コーナーや図書館での公表文書の閲覧・配布	東京都、新潟県、富山県、和歌山県、江別市、恵庭市 前橋市、越谷市、飯能市、我孫子市、羽村市、葛飾区 杉並区、豊島区、千代田区、交野市、東大阪市、大竹市 古賀市、唐津市 他多数
	自治会の会合での報告、資料の回覧	徳島県、上山市、浦安市、碧南市、長浜市、彦根市 木津川市、呉市
	環境審議会での報告	東近江市

参考-2 対策対象範囲の設定

対策区分	団体名	参照名、参照先
(2). 2) 対策対象範囲の 設定	八尾市	八尾市公害防止条例(平成 8 年 3 月 29 日改正) http://www.city.yao.osaka.jp/0000001877.html
	神戸市	神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の 運行等に関する条例(平成 14 年 4 月 15 日) http://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00001240.html
	中野区	中野区環七沿道地区計画地区内における建物の制限に関する条例(昭 和 60 年 6 月 10 日) http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/reiki/reiki_honbun/aq60002161.html
	尼崎市	尼崎市の環境をまもる条例(平成 12 年 12 月 26 日) http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/5409/033mamorujourei.html
	横浜市	集合住宅等の防音対策指導書(昭和 58 年 6 月 22 日) http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/koutsukankyo/bouon/
	大阪市	大規模建築物の建設計画の事前協議に関連する各種基準等(騒音・大 気汚染等に係る居住環境の保全基準)(平成 27 年 5 月 1 日最近改正) http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000200720.html

参考-3 マスタープラン

対策区分	団体名	参照先
(3) . 1) ・都市計画区域マ スタープラン(広 域) ・都市計画マスタ ープラン(市町村)	岐阜県	http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/toshi-keikaku/11654/master-plan/
	熊本県	http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_6949.html
	宮崎市	http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/urban_planning/1148.html
	八代市	http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00330/index.html
	神栖市	http://www.city.kamisu.ibaraki.jp/secure/6171/3setu.pdf
	八千代市	http://www.city.yachiyo.chiba.jp/140500/page000025.html
	鎌ヶ谷市	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesaku/sesaku_toshikeikaku.html
	武蔵野市	http://www.city.musashino.lg.jp/sesaku_keikaku/toshiseibibu/004736.html
	台東区	http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kenchiku/keikaku/toshikeikaku/taito_masterplan.html
	調布市	http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1184725425479/index.html
	練馬区	http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/masterplan/
	昭島市	http://www.city.akishima.lg.jp/s004/020/020/040/010/010/20140908114134.html
	墨田区	http://www.city.sumida.lg.jp/sangyo_matidukuri/matizukuri/tosi_keikaku/tosi_keikaku/index.html
	東久留米市	http://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/sesaku/toshi/1002423.html
	国立市	http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/machi/toshikeikaku/toshikei_masterplan/1465447590688.html
	立川市	http://www.city.tachikawa.lg.jp/toshikeikaku/shise/toshizukuri/toshi/plan/masterplan.html
	江戸川区	http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukuri/index.html
	八王子市	http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/001/005/001/p007778.html
	横浜市	http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/kanri/
	川崎市	http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-1-1-9-3-0-0-0-0.html
	魚沼市	http://www.city.uonuma.niigata.jp/docs/2015012800249/
	糸魚川市	http://www.city.itoigawa.lg.jp/dd.aspx?menuid=3761
	城陽市	http://www.city.joyo.kyoto.jp/government/plan/toshikeikaku_plan/toshikeikaku
	松原市	http://www.city.matsubara.osaka.jp/index.cfm/9,40127,40,html
	岸和田市	http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/44/toshikeikaku-masterplan.html
	大阪狭山市	http://www.city.osakasayama.osaka.jp/gyosei/shinokeikakushisaku/kakushukeikaku/1411091800820.html
	芦屋市	http://www.city.ashiya.lg.jp/toshikeikaku/toshimasu-kaitei/toshimasu-kaitei.html
	西宮市	http://www.nishi.or.jp/contents/0001663100030010500700.html
	神戸市	http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/urban/toshimp/index.html
	伊丹市	http://www.city.itami.lg.jp/ITAMI_BENRI/SISEI/KEIKAKU/TOSI/1458181443315.html
光市	http://www.city.hikari.lg.jp/toshi/masterplan.html	
丸亀市	http://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/i5377/index.shtml	

参考-4 用途地域

対策区分	団体名	参照名、参照先
(3) . 2) 用途地域	廿日市市	広島圏都市計画用途地域指定方針及び指定基準 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/www/contents/1205751772101/
	高槻市	用途地域の指定基準 (非公開)

参考-5 地区計画、沿道地区計画

対策区分	団体名	参照名、参照先
(3) . 3) 地区計画	仙台市	仙台市の都市計画:地区計画決定地区一覧(95 荒井東) http://www.city.sendai.jp/toshi-kekakuchose/kurashi/machi/kaihatsu/toshikekaku/shosai/chikukekaku.html
	盛岡市	地区計画(19.盛岡南新都市地区) http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/keikaku/toshikei/1009896/1009898.html
	上田市	上田都市計画地区計画の決定(上田市決定)(平成 19 年 12 月 28 日) http://www.city.ueda.nagano.jp/tosikei/sangyo/toshi/kekaku/chikukekaku.html
(3) . 4) 沿道地区計画	杉並区	杉並区沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 17 年 12 月 6 日改正) http://www5.e-reikinet.jp/cgi-bin/suginami/D1W_resdata.exe?PROCID=1667036371&CALLTYPE=1&RESNO=10&UKEY=1486110285477
	練馬区	練馬区沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 14 年 3 月 19 日) http://www1.g-reiki.net/nerima/reiki_honbun/a100RG00000758.html#e000000023
	江戸川区	江戸川区環状七号線沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 12 年 3 月改正) http://www5.e-reikinet.jp/cgi-bin/edogawa/D1W_resdata.exe?PROCID=1667214821&CALLTYPE=1&RESNO=48&UKEY=1486110539621
	世田谷区	世田谷区環八に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 28 年 9 月 29 日改正) http://www3.e-reikinet.jp/setagaya/d1w_reiki/41590101003000000000/41590101003000000000/41590101003000000000.html
	足立区	沿道地区計画の区域内における建築等について http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/toshi/endo.html
	大田区	環 7・環 8・中原街道沿道地区計画 http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/bousai_machidukuri/endo.html
	目黒区	環七沿道地区計画 http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/katsudo/kanjo7/

北区	東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 28 年 6 月 22 日改正) http://www.city.kita.tokyo.jp/reiki/36190101000300000000/36190101000300000000/36190101000300000000.html
品川区	品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 28 年 7 月 8 日改正) http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/reiki/41490101003900000000/41490101003900000000/41490101003900000000.html
綾瀬市	綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 8 年 3 月 28 日) http://www1.g-reiki.net/ayase/reiki_honbun/k700RG00000348.html

参考-6 公園・緑地等緩衝帯野配置

対策区分	団体名	参照名、参照先
(3) . 6) 公園・緑地等緩衝帯の配置(不動産開発業者)	茨木市	非公開
		非公開

参考-7 住宅対策

沿道沿線対策の区分	団体名	参照名、参照先
(4) . 1) 住宅の防音対策	中野区	中野区環七沿道地区計画地区内における建物の制限に関する条例(昭和 60 年 6 月 10 日) http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/reiki/reiki_honbun/aq60002161.html
	神戸市	神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例(平成 14 年 4 月 15 日) http://www.city.kobe.lg.jp/information/data/regulations/rule/reiki/reiki_honbun/ak30212401.html
	尼崎市	尼崎市の環境をまもる条例(平成 12 年 12 月 26 日) http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/5409/033mamorujourei.html
	八尾市	八尾市公害防止条例(平成 8 年 3 月 29 日改正) http://www.city.yao.osaka.jp/0000001877.html
	吹田市	吹田市開発事業の手續等に関する条例(平成 27 年 12 月 28 日最近改正) http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-toshikeikaku/kaihatsushinsa/004307.html
	横浜市	集合住宅等の防音対策指導書(昭和 58 年 6 月 22 日) http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/koutsukankyo/bouon/
	大阪市	大規模建築物の建設計画の事前協議に関連する各種基準等(騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準)(平成 27 年 5 月 1 日最近改正) http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000200720.html
(4) . 2) 入居者への事前説明	横浜市	集合住宅等の防音対策指導書(昭和 58 年 6 月 22 日) http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/koutsukankyo/bouon/
	大阪市	大規模建築物の建設計画の事前協議に関連する各種基準等(騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準)(平成 27 年 5 月 1 日最近改正) http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000200720.html
	茨木市	茨木市開発指導要綱(平成 27 年 4 月 1 日) http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/shinsashido/menu/kaihatusidoyoko/

◆ 地方公共団体へのアンケート結果

- 調査期間 : 平成 24 年 11 月 23 日～平成 25 年 1 月 25 日
- 回答状況 : 都道府県 37/47 (有効回答率 78.7%)
市及び特別区 622/811 (有効回答率 76.7%)
- 属性情報 : 下表の通り。

都道府県

●回答頂いた団体名

種別 ()内は 回答数/総数	地方公共団体名
都道府県 (37/47)	青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

※太字：新幹線が通過している地方公共団体(22)

政令指定都市、中核市、特例市、一般市、特別区

●回答頂いた団体名

種別 ()内は 回答数/総数	地方公共団体名
政令指定都市 (18/20)	札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市
中核市 (37/41)	旭川市、函館市、青森市、盛岡市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、大津市、豊中市、高槻市、東大阪市、姫路市、西宮市、尼崎市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、下関市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市
特例市 (37/40)	八戸市、山形市、水戸市、つくば市、伊勢崎市、太田市、川口市、所沢市、越谷市、春日部市、草加市、熊谷市、大和市、平塚市、厚木市、茅ヶ崎市、長岡市、上越市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、春日井市、一宮市、吹田市、枚方市、茨木市、寝屋川市、岸和田市、明石市、加古川市、宝塚市、鳥取市、松江市、呉市、佐世保市
その他の騒音規制 法上の政令市 (31/32)	一関市、日立市、土浦市、ひたちなか市、桐生市、松戸市、君津市、千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、上田市、多治見市

※太字：新幹線が通過している地方公共団体

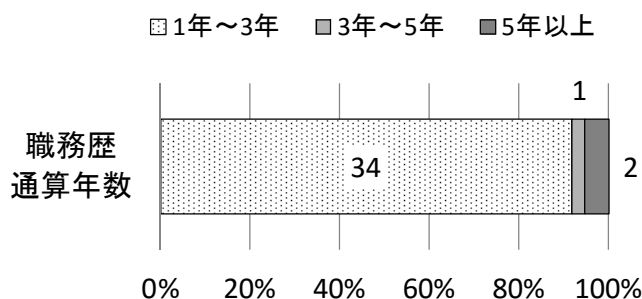
<p>一般市 (499/678)</p>	<p>小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、江別市、赤平市、紋別市、名寄市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、弘前市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、塩竈市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上市市、村山市、長井市、尾花沢市、南陽市、福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、龍ヶ崎市、足利市、栃木市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、秩父市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、深谷市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、銚子市、市川市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、富津市、浦安市、四街道市、八街市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、鎌ヶ谷市、袖ヶ浦市、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、羽村市、あきる野市、西東京市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、三浦市、伊勢原市、座間市、南足柄市、綾瀬市、富士宮市、伊東市、島田市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、津市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、胎内市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、七尾市、小松市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、栗東市、甲賀市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、福知山市、綾部市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、池田市、貝塚市、守口市、泉佐野市、富田林市、松原市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、洲本市、芦屋市、伊丹市、豊岡市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、加東市、たつの市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、岩出市、米子市、境港市、浜田市、益田市、安来市、江津市、雲南市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、三原市、尾道市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祿市、周南市、山陽小野田市、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、三好市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、室戸市、安芸市、南国市、須崎市、土佐清水市、香美市、香南市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、糸島市、佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、鹿島市、小城市、嬉野市、島原市、諫早市、大村市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市、八代市、人吉市、荒尾市、山鹿市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、国東市、都城市、延岡市、小林市、日向市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、曾於市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、始良市、那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市</p>
--------------------------	--

※太字：新幹線が通過している地方公共団体

●ご所属等基礎情報の確認

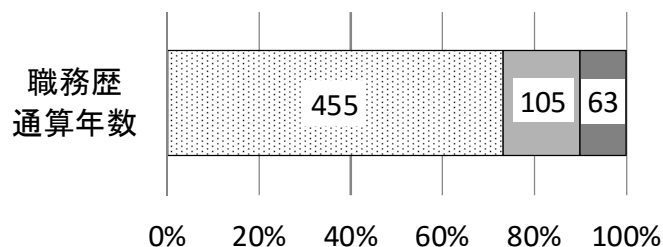
○ご回答者の騒音関係業務の職務歴（通算年数）

（都道府県回答）



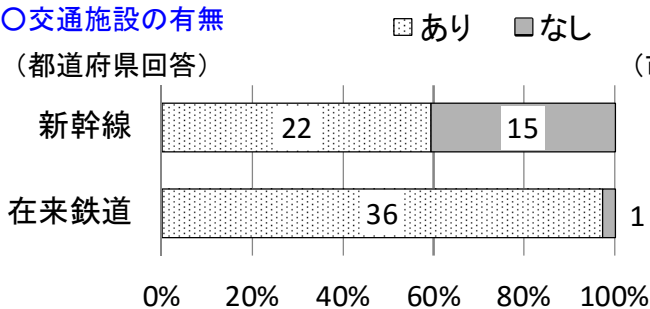
（市回答）

■1年～3年 ■3年～5年 ■5年以上



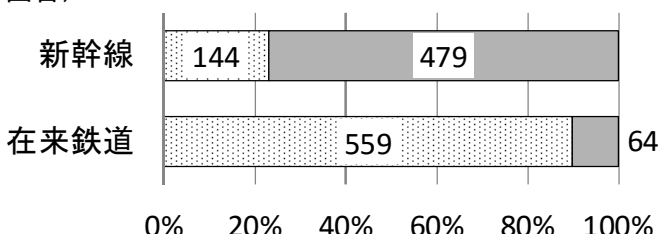
○交通施設の有無

（都道府県回答）



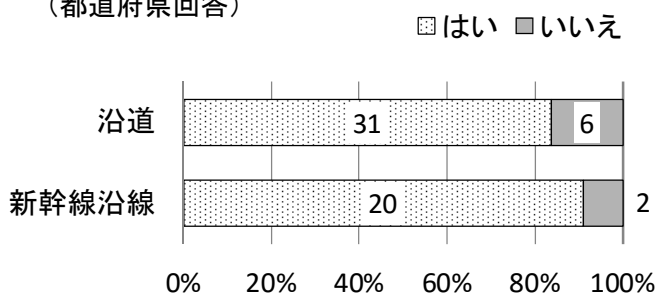
（市回答）

■あり ■なし



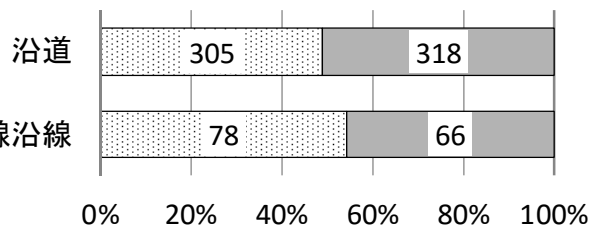
○直近の測定結果は、全地点で環境基準を満足していますか。

（都道府県回答）



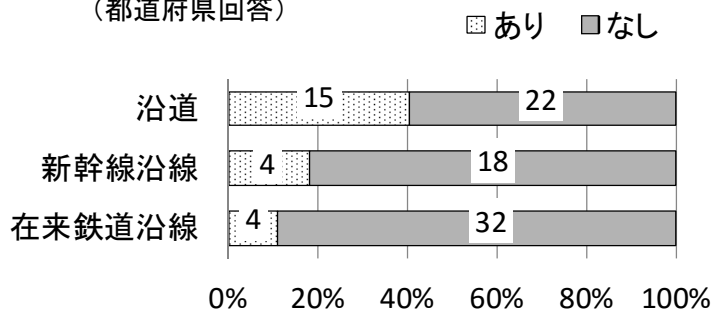
（市回答）

■はい ■いいえ



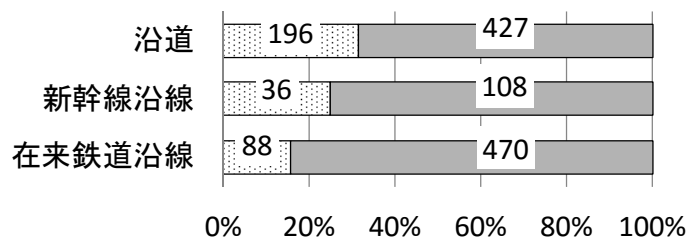
○近年の騒音苦情（直近2年）の有無

（都道府県回答）



（市回答）

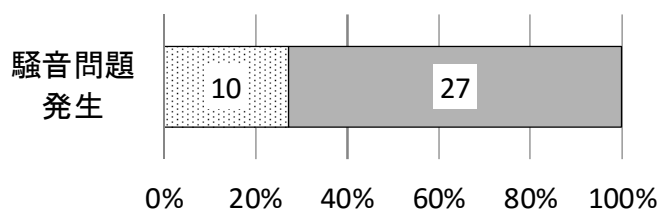
■あり ■なし



○既存の交通施設の沿道・沿線において、交通施設の供用前から居住していた者（以下、「先住者」という）に関する騒音問題は発生していますか。

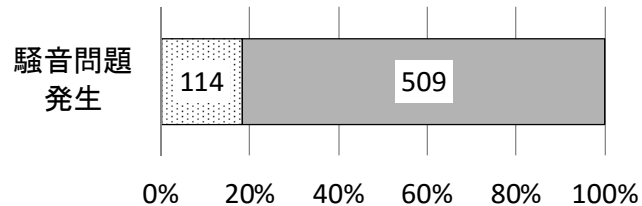
（都道府県回答）

■ はい ■ いいえ



（市回答）

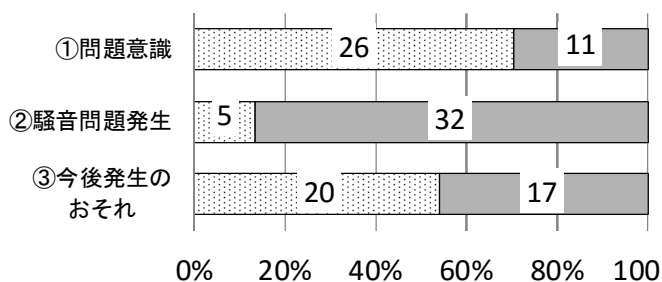
■ はい ■ いいえ



○既存の交通施設の沿道・沿線において、従前は人が居住していなかった地域で宅地開発が行われた結果、新たに居住することとなった者（以下「後住者」という）に関する騒音問題が発生した、又は今後発生する恐れがあること（以下「後住者問題」という）について、貴市において問題意識をお持ちですか。

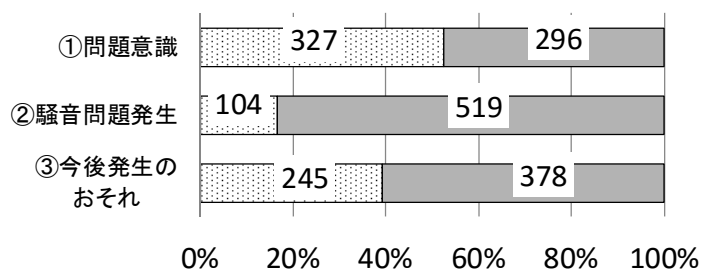
（都道府県回答）

■ はい ■ いいえ



（市回答）

■ はい ■ いいえ



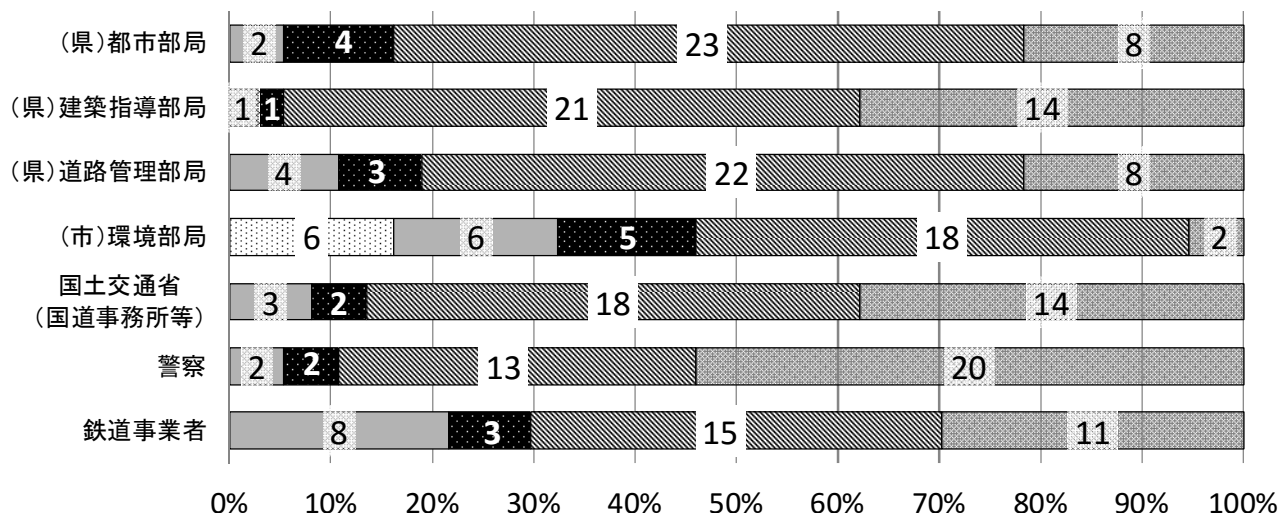
■ アンケート内容

● 関係行政機関との連携について

問 1-1：どれくらいの頻度で連携（情報交換等）していますか。

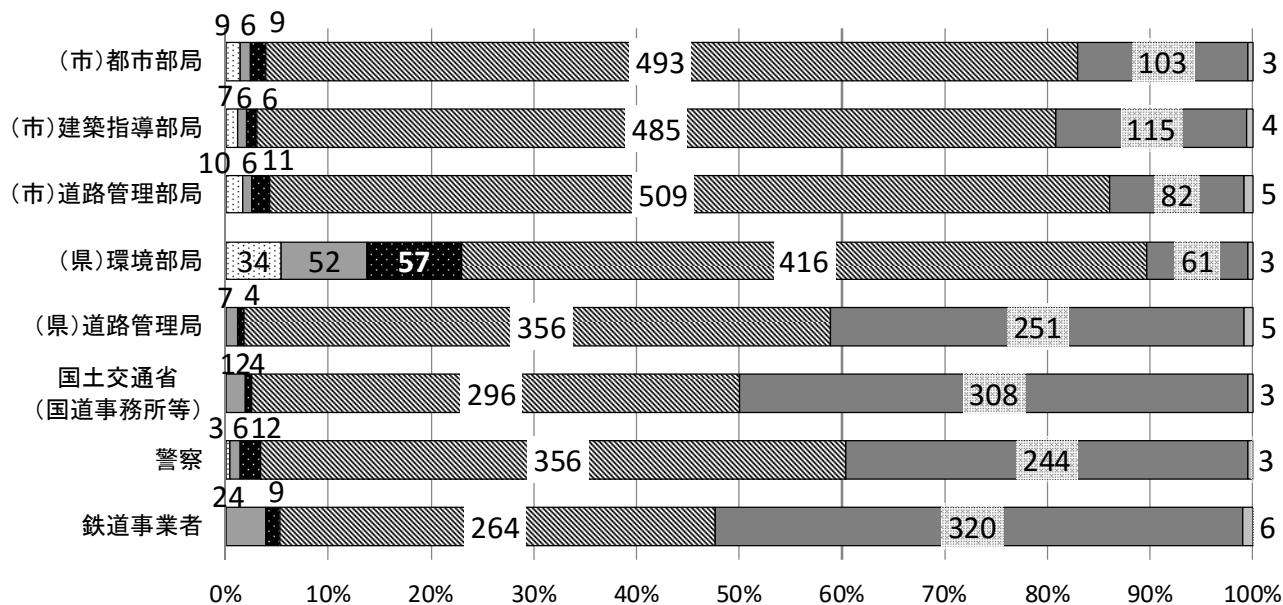
（都道府県回答）

□ 緊密に連絡 □ 定期的に連絡（定例会など） ■ 不定期に連絡（年に数度） ▨ 用件があるときのみ □ 連携はほとんどない



（市回答）

□ 緊密に連絡 □ 定期的に連絡（定例会など） ■ 不定期に連絡（年に数度） ▨ 用件があるときのみ □ 連携はほとんどない □ 無回答



問 1-2：連携（情報交換等）に関して好事例又は問題と感じていることはありますか。

都道府県

◆県（道路管理局）：

■「好事例あり」の具体的内容

- ・ 毎年の道路交通騒音測定結果を提供している。道路部局は騒音の程度（環境基準超過、要請限度超過）に応じて、計画的に低騒音舗装への打替をしている。
- ・ 道路管理局職員を対象とした騒音防止に関する研修を行っている。

◆市（環境部局）：

■「好事例あり」の具体的内容

- ・ 県と沿線市町村の相互の連絡調整のため、対策連絡会議を設置している。
- ・ 道路環境対策の実施状況について関係自治体に情報提供するため連絡会を設置し、情報交換や関係省庁への要望等を行っている。

◆国土交通省、警察：

■「好事例あり」の具体的内容

- ・ 国道事務所、県及び政令指定都市の環境・道路部局、警察本部、高速道路会社等で構成する連絡会議や協議会において、道路騒音対策の取組み状況や苦情情報について情報交換等を行っている。

◆鉄道事業者：

■「好事例あり」の具体的内容

- ・ 公害対策連絡会議開催時に情報交換を実施。

◆関係行政機関との連携（情報交換等）を図るために工夫していることはありますか。対象の関係部局名と共にご回答ください。

- ・ 関係機関（管内市町環境保全担当課，県支所，県庁関係課（空港振興課，道路整備課等））に対して有用な情報であれば，できるだけ情報提供するようにしている。
- ・ 騒音振動公害の現状及び対策上の諸問題について情報及び意見の交換を行い騒音振動防止行政の効果的な推進に資するため設置している「近畿府県主要都市騒音振動連絡会」（近隣府県、政令市及び中核市が参画）にて意見交換を行っている。

政令指定都市、中核市、特例市、一般市、特別区

◆（市）都市部局：

■「好事例あり」の具体的内容

- ・交通騒音対策連絡会議で情報を共有している。
- ・一定規模以上の宅地分譲などの場合、開発許可申請時の意見として、「購入者に対して、周辺環境などについて十分な説明（重要事項説明書など）を実施するよう」意見を付している。

■「問題あり」の具体的内容

- ・工業団地等の造成において企業誘致が優先されてしまい、周辺環境への対策等がなおざりになってしまう嫌いがある。

◆（市）建築指導部局：

■「好事例あり」の具体的内容

- ・自動車騒音の影響が考えられる宅地等の開発行為がある場合に、自動車騒音防止対策について事前協議を環境対策課と行うこととしている。
- ・建築基準法第6条第1項に定める確認申請を建築指導課へ行う前に、建築等に伴う「公害防止指導申請書」を当課に提出し、公害防止に関する指導を受けなければならない。

◆（市）道路管理部局：

■「好事例あり」の具体的内容

- ・高速道路沿道の騒音苦情に対し、道路管理部局と連携し、防音壁を設置要望した。その結果、順次防音壁が設置されている。

◆（県）環境部局：

■「好事例あり」の具体的内容

- ・新幹線公害対策連絡会議を年に1度開催し、事業者に対し要望活動を行っている。
- ・苦情の際に合同での立会い調査を行った。
- ・高速道路の騒音苦情時に、道路事業者への防音対策等の依頼を連携して行った。
- ・騒音測定結果や苦情相談事例について、情報の共有を行っている。
- ・東京都が実施する年6回の定例会や各種業務に関わる研修、説明会等の場を通じての連携は、日頃の業務遂行には欠かせないものと考えている。

◆（県）道路部局：

■「問題あり」の具体的内容

- ・騒音の環境基準を超過していても、要請限度を超過していなければ、対策を講じない姿勢が見受けられる。

◆国土交通省：

■「好事例あり」の具体的内容

- ・騒音調査結果を基に、環境基準超過地点について、低騒音舗装の維持管理等の重点化を依頼し

ている。

- ・道路交通騒音の苦情に関して、騒音の測定及び住民への測定結果説明は当市が、対策については国土交通省が行うという形で連携している。

■「問題あり」の具体的内容

- ・要請限度を超えない限り、騒音測定結果を報告するだけとなる。
- ・自動車道の開通にあたり、設置基準等を地元住民に説明されていなかった。

◆警察：

■「好事例あり」の具体的内容

- ・道路交通騒音調査結果を報告し、環境基準超過地点について、取り締まりや渋滞対策等を重点的に実施してもらうよう依頼している。

■「問題あり」の具体的内容

- ・自動車常時騒音の調査業務の相談に行っても相手にされない。
- ・警察側が危険性を認識しない限り、対応してもらえない。
- ・こちらの情報は聞かれても、むこう（警察）の情報は教えてくれない。

◆鉄道事業者：

■「好事例あり」の具体的内容

- ・鉄道騒音苦情に対し、鉄道事業者と連携して対応している。
- ・新幹線公害対策連絡協議会を年に1回開催しており、地元住民とJRの意見交換が直接行われている。
- ・九州新幹線（鹿児島ルート）全線開業に伴う調査で、騒音の環境基準を達成していない地域については、改善を求めている。
- ・年1回、測定結果を通知している。また、レールの保守点検実施状況などについて情報交換を行っている。

■「問題あり」の具体的内容

- ・連絡会議で鉄道事業者に要望を行っているが、事業者側から積極的な情報提供が得られない。
- ・鉄道騒音の測定結果、苦情は、鉄道事業者に情報提供している。しかし、鉄道事業者からの回答がなく一方通行となっている。
- ・新幹線鉄道騒音に対して苦情が発生しても、環境基準であるために、鉄道事業者の対応が積極的でない。

◆関係行政機関との連携（情報交換等）を図るために工夫していることはありますか。対象の関係部局名と共にご回答ください。

- ・事案への対応につき、現地確認等の際には極力、関係部署も同行してもらうようにしている。
- ・都道府県の環境部局、道路管理部局とは、関連事案が発生した場合に速やかに協議が図れるように、不定期な打合せの中で懸案事項などの情報を担当者レベルで共有するよう心掛けている。
- ・年度始めに、緊急連絡網を作成しますが、関係行政機関の担当者の変更の有無を確認するため、常時最新の担当者データ（休日の連絡先等）を把握できます。

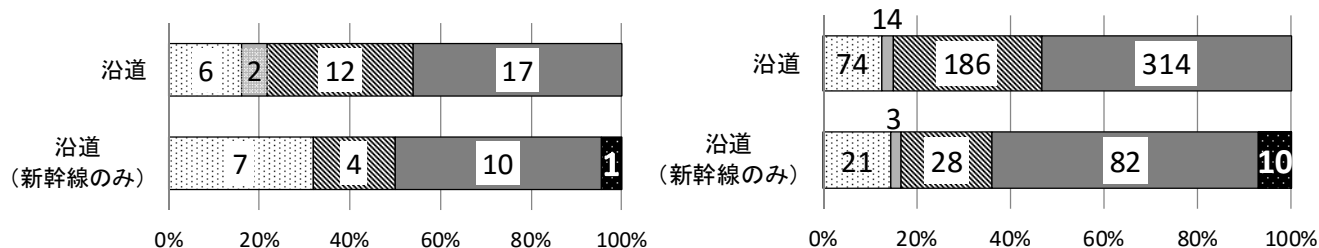
●環境基準の類型指定について

問 2-1：土地利用状況の把握の頻度はどの程度でしょうか。

(都道府県回答)

(市回答)

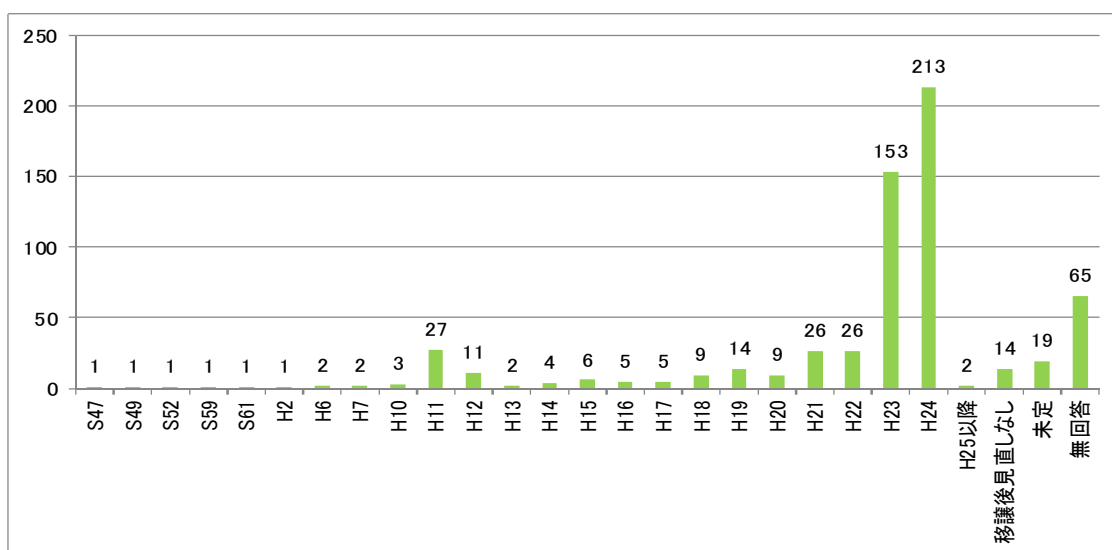
- 毎年把握を実施
- ▨ 概ね3年周期に把握を実施
- ▩ 概ね5年周期に把握を実施
- 不定期の把握
- 無回答



問 2-2(1)：【沿道のみ】

騒音に係る環境基準の類型地域の最終見直し年度を教えてください(市)

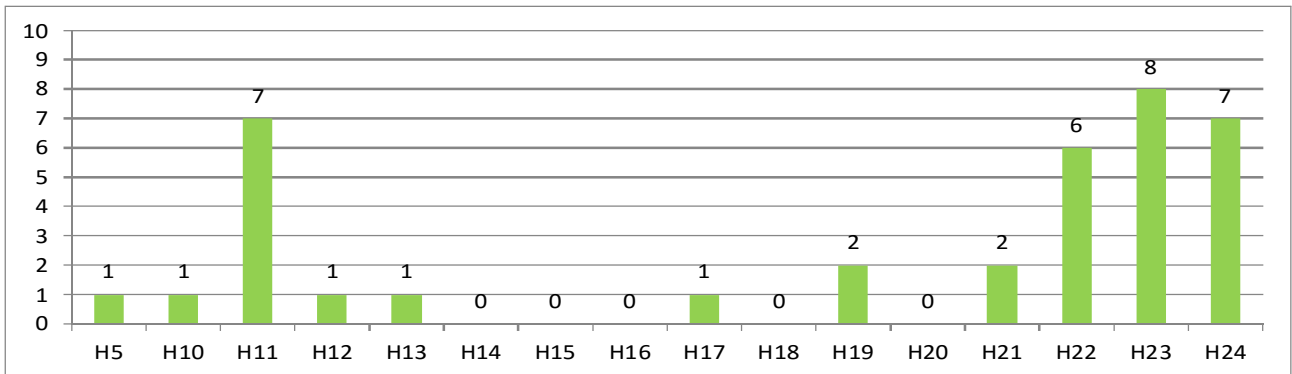
沿道：(市回答)



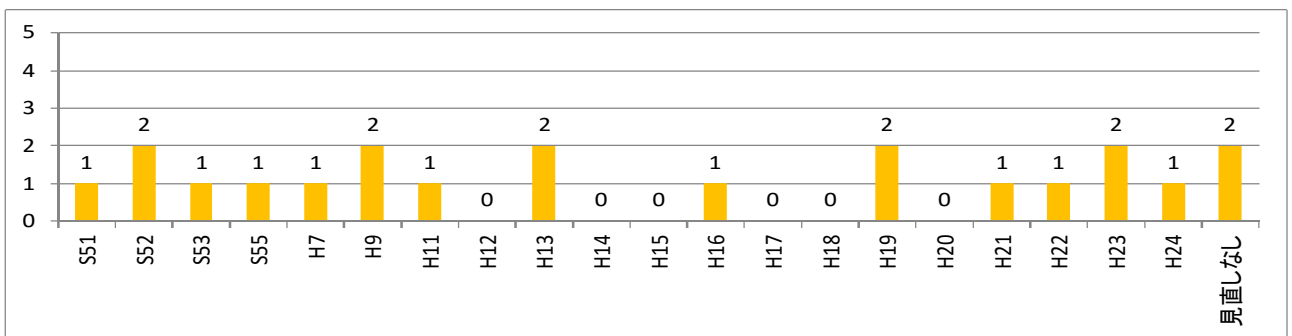
問 2-2(2)：騒音に係る環境基準の類型地域の最終見直し年度を教えてください。

(都道府県)

沿道：(都道府県回答)



沿線（新幹線のみ）：(都道府県回答)

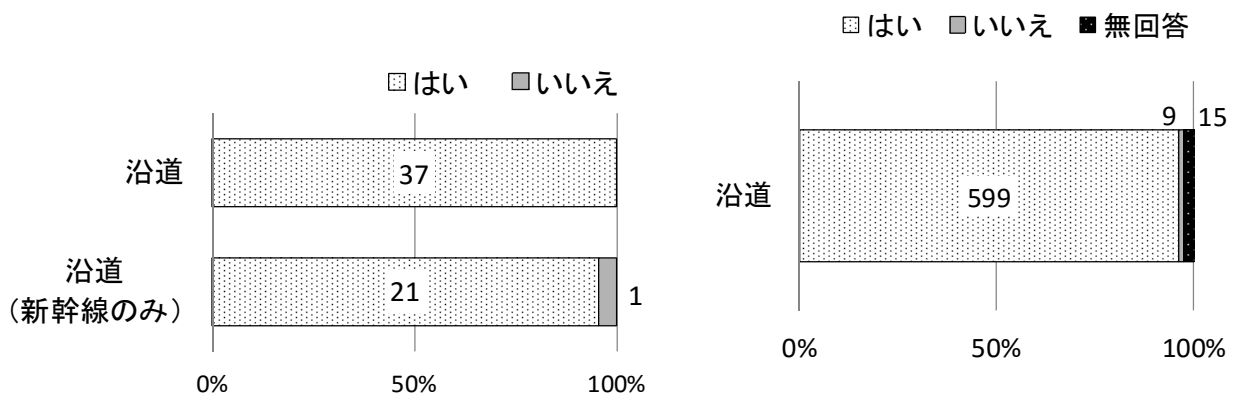


問 2-3：騒音に係る環境基準の類型指定は、告示、事務処理基準に原則準じていますか。

なお、平成 24 年度から市の区域内の地域については市長が指定すること（平成 24 年 3 月 30 日告示）となっています。また、鉄道沿線については都道府県知事が指定を行います。

(都道府県回答)

(市回答)

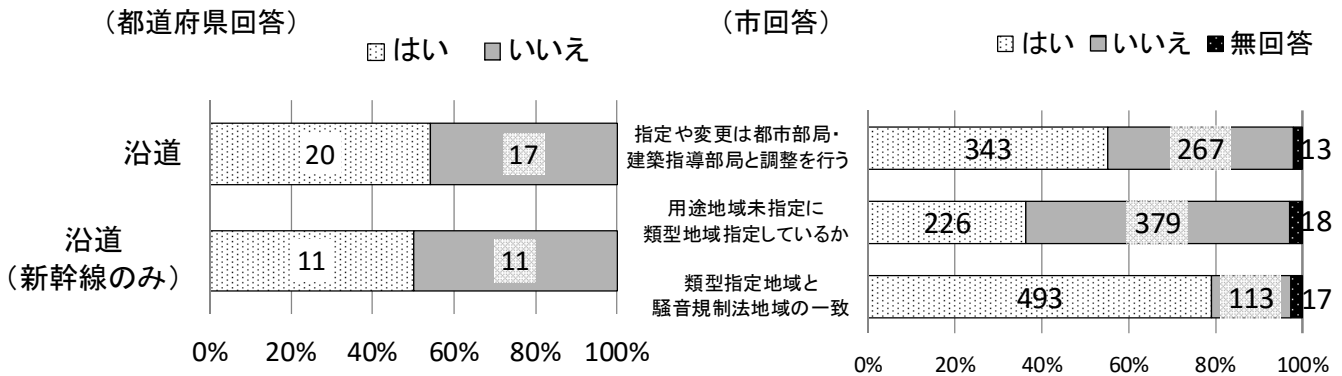


◆上記「いいえ」の方は、その考え方を教えてください

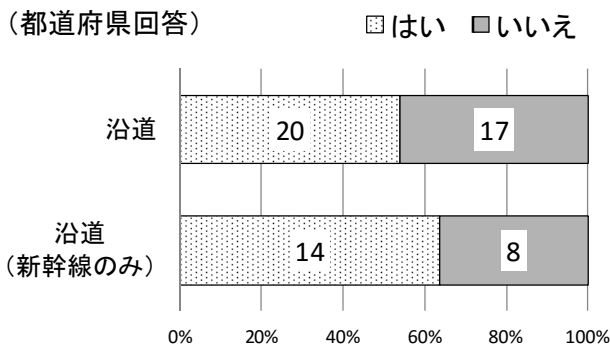
(主な回答)

- ・沿道ではなく、地域で指定している。
- ・環境基準の類型指定は未だ実績なし。

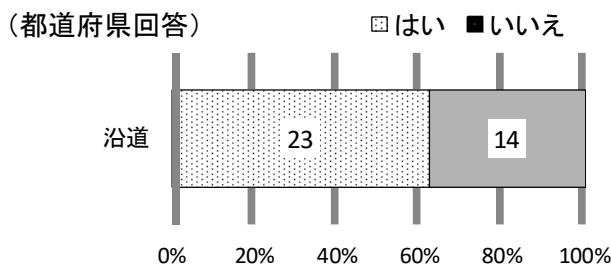
問 2-4：騒音に係る環境基準の類型指定の指定や変更は、都市部局又は建築指導部局と調整を行いますか。



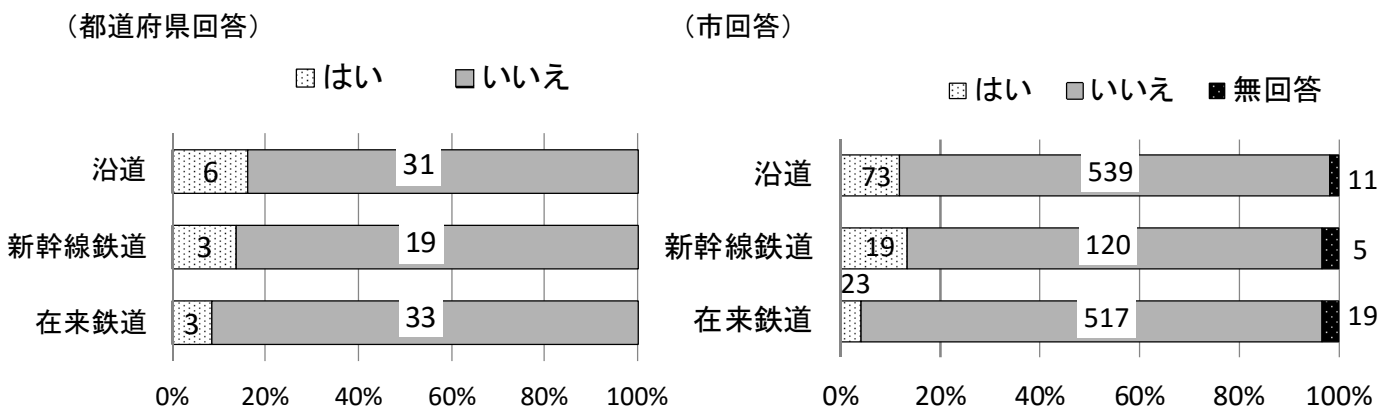
問 2-5：用途地域が指定されていない地域において、騒音に係る環境基準の類型地域を指定している地域はありますか。



問 2-6：騒音に係る環境基準の類型指定地域と騒音規制法に基づく指定地域は一致していますか。



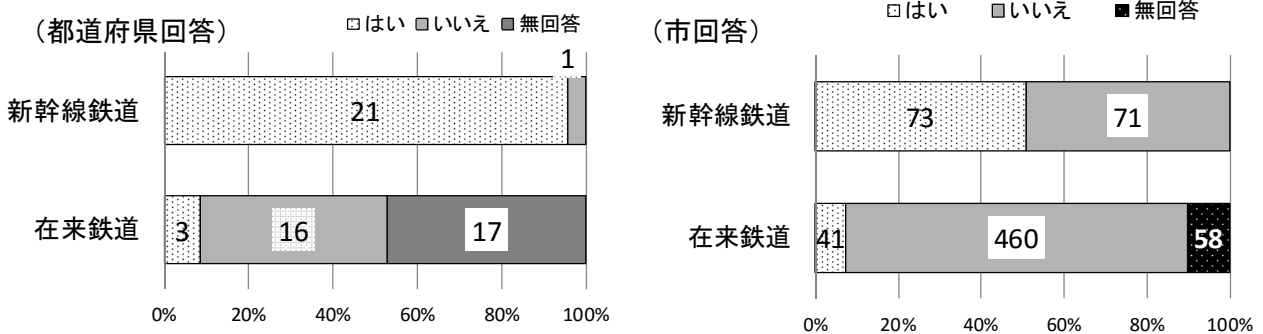
問 2-7：用途地域が指定されていない地域において、沿道沿線に関する騒音の苦情はありますか。



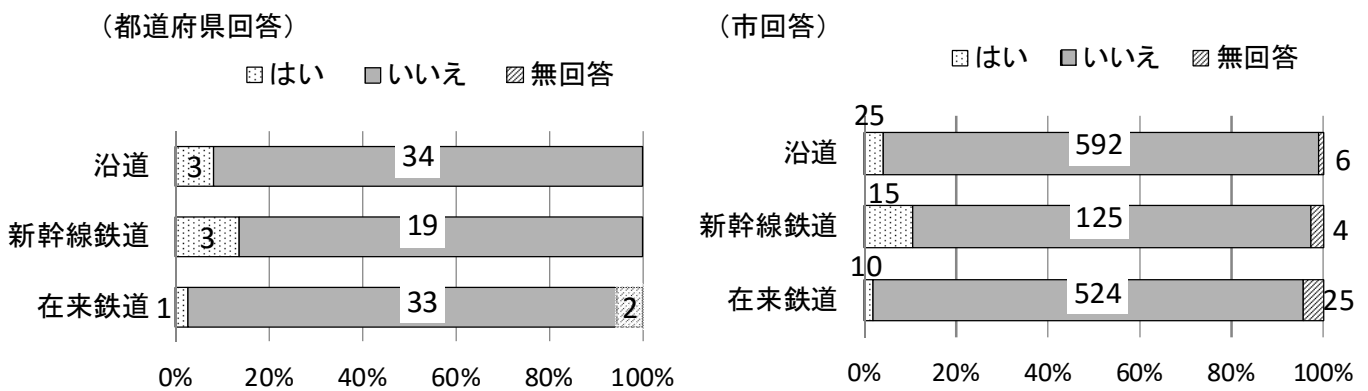
●騒音実態の把握状況および周知について

(政令指定都市、中核市、特例市、一般市、特別区回答)

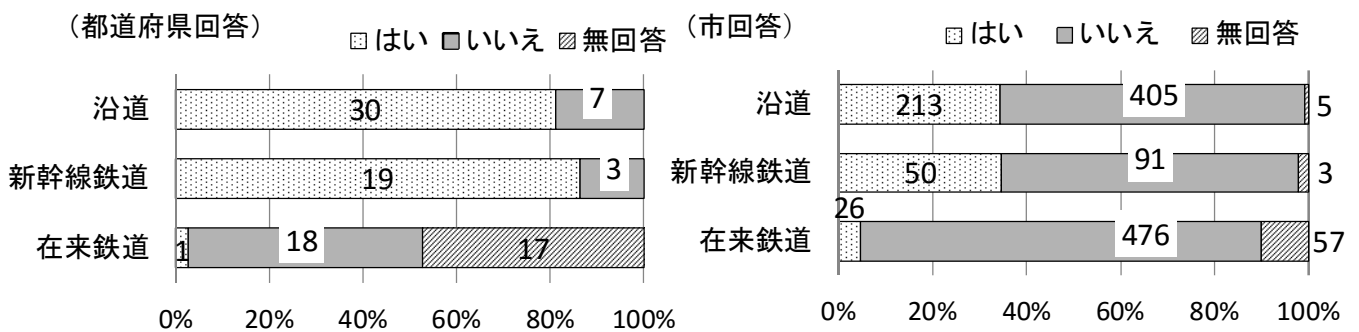
問 3-1 : 【沿線のみ】沿線における騒音調査 (騒音レベルの把握) はしていますか。



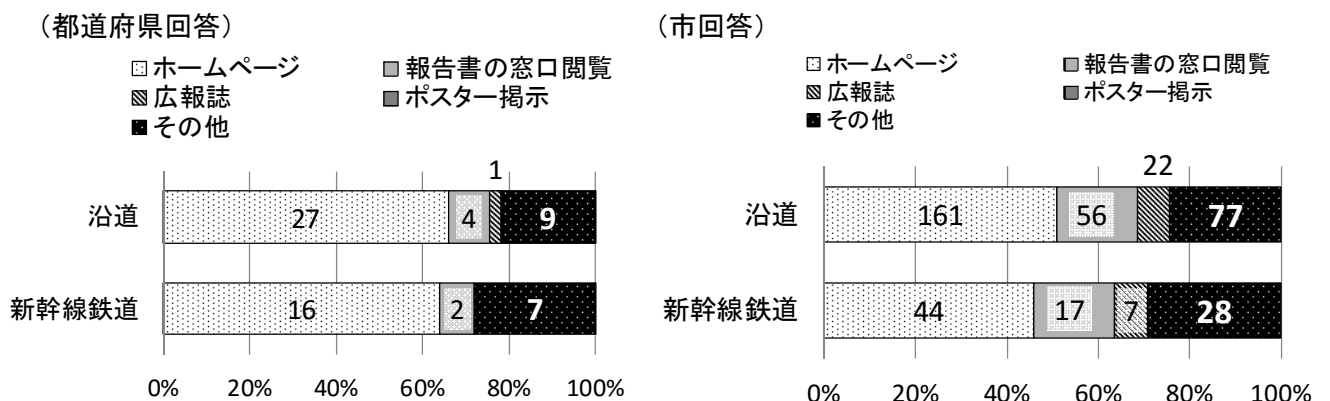
問 3-2 : 施設管理者から騒音の測定結果の情報提供を受けていますか。



問 3-3 : 沿道沿線の騒音実態を住民や開発事業者に周知していますか。



◆上記「はい」の方は、周知方法を教えてください (複数回答可)



※その他の方法（都道府県回答）

- ・環境白書、実績報告書、年報に掲載、公表＝63
- ・報告書を区政情報コーナーや図書館に配布し閲覧している＝4
- ・自治会会合での周知、回覧＝5
- ・環境審議会での報告＝1
- ・毎年、福島県高速交通公害対策連絡会議を通し、騒音測定結果を基に開発事業者に要望を行っている。＝1
- ・苦情主に対し、当課で実施した騒音測定結果を報告＝2
- ・道路管理者へ騒音測定結果の文章の発送＝1

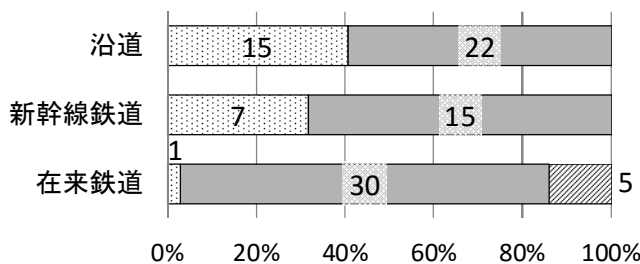
※その他の方法（政令指定都市、中核市、特例市、一般市、特別区回答）

- ・環境白書、実績報告書、年報に掲載、公表＝18
- ・報告書を区政情報コーナーや図書館に配布し閲覧している＝2
- ・自治会会合での周知、回覧＝3
- ・毎年、福島県高速交通公害対策連絡会議を通し、騒音測定結果を基に開発事業者に要望を行っている。＝1
- ・報道機関への情報提供＝1
- ・苦情申立者へ報告書の直接開示＝1
- ・JR担当者から苦情主に対し報告＝1
- ・苦情対応時に測定した結果について、事業者へ情報提供をしている。＝1

問 3-4：沿道沿線の騒音実態を都市部局又は建築指導部局へ情報提供していますか。

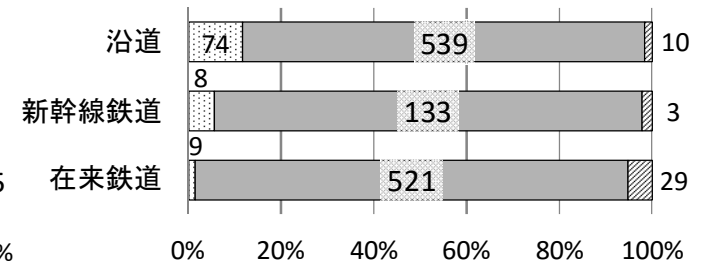
（都道府県回答）

□ はい □ いいえ □ 無回答



（市回答）

□ はい □ いいえ □ 無回答

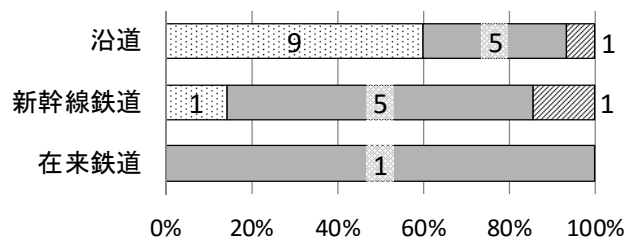


◆上記「はい」の方にお聞きします。

情報提供した内容は、都市行政又は建築指導行政へ反映されていますか。

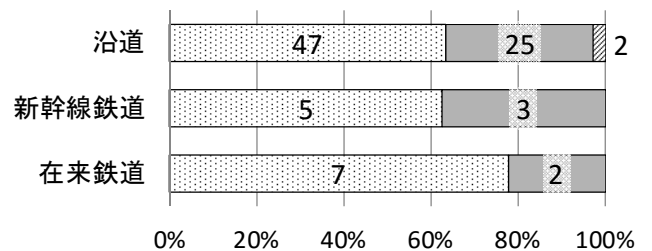
（都道府県回答）

□ はい □ いいえ □ 無回答



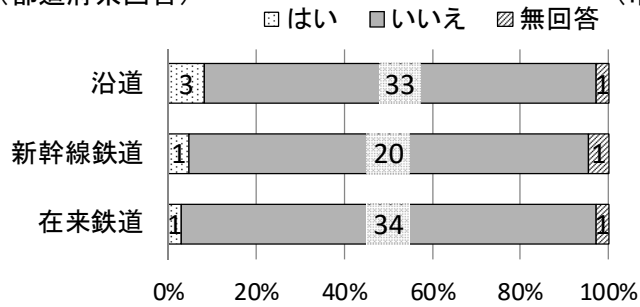
（市回答）

□ はい □ いいえ □ 無回答

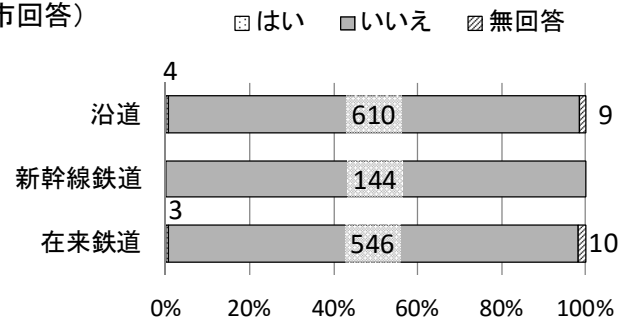


問 3-5：法令及び条例にて対象とされていない小規模の交通施設からの騒音に関する環境影響予測及び評価について実施した事例はありますか。

(都道府県回答)

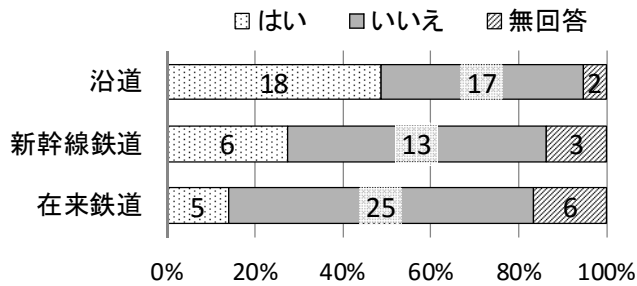


(市回答)

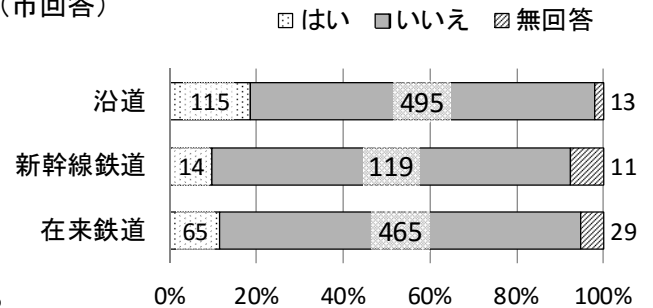


問 3-6：計画段階の道路・鉄道からの騒音影響予測結果（環境アセスメント等）は、都市行政又は建築指導行政に反映されていますか。

(都道府県回答)



(市回答)



●まちづくりの構想段階（都市計画マスタープラン）での取組事例について

問 4-1：【沿道のみ】『今後の自動車騒音対策の取組方針』（平成 21 年 6 月環境省）等において、

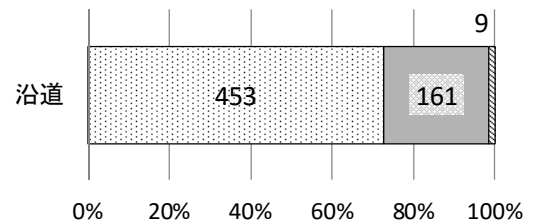
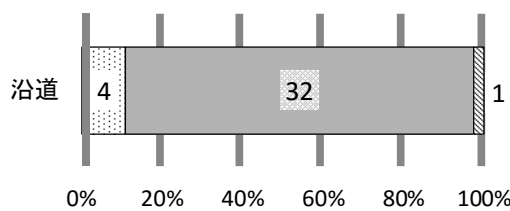
「大型車の発生・集中交通量の多い工場地帯へのアクセス道路に住宅地帯が面している場合等で道路交通騒音問題の改善のために、都市構造自体の対応が求められる場合には、都市計画等を通じて適切な土地利用の誘導を図るとともに、必要に応じて産業拠点や商業拠点等の適切な配置を行い、都市全体の構造の転換を促進する」など、まちづくりを通じた土地利用の用途適正化、交通流のマネジメントを行うことの重要性が指摘されているが、貴市においても重要と考えますか。

(都道府県回答)

□重要であり取り組んでいる
■重要であるが特に行っていない
□無回答

(市回答)

□重要であり取り組んでいる
■重要であるが特に行っていない
□無回答



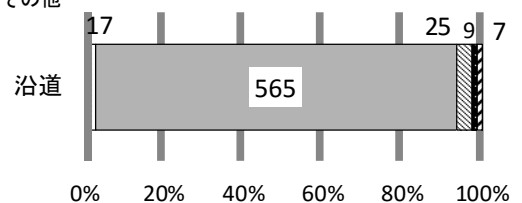
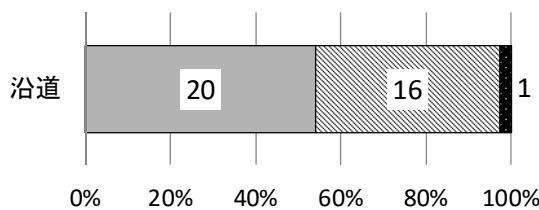
問 4-2：【沿道のみ】騒音問題等に基づき、「産業拠点や商業拠点等の適切な配置を行い、都市全体の構造の転換」を図るために都市部局と検討を行い、取組を実施したことはありますか。

(都道府県回答)

□はい □いいえ □わからない ■無回答

(市回答)

□都市計画に反映した
■実施していない
□検討のみを実施した
■無回答
□その他



※その他[主な回答]（政令指定都市、中核市、特例市、一般市、特別区回答）

- ・大規模開発時には関係各課と協議することになっている。
- ・沿道については、植樹などによる緩衝帯の形成などは実施しているが、都市全体の構造の転換等は行っていない。

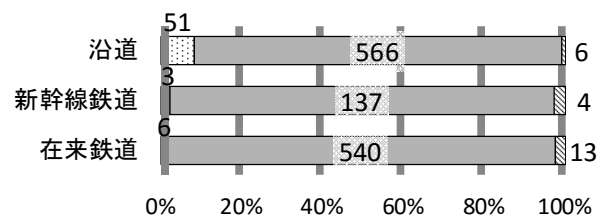
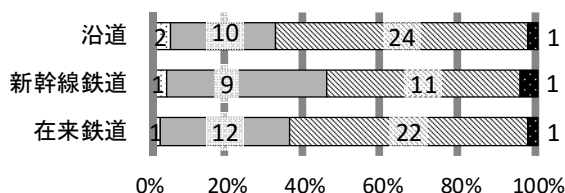
問 4-3：マスタープランにおける交通騒音に対する配慮について、記載はありますか。

(都道府県回答)

□一部の市町村にあり ■いいえ □わからない ■無回答 ■はい

(市回答)

□はい ■いいえ □無回答



●土地利用規制（用途地域の指定または変更）に関する取組事例

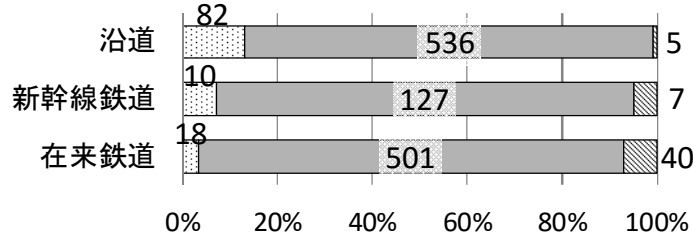
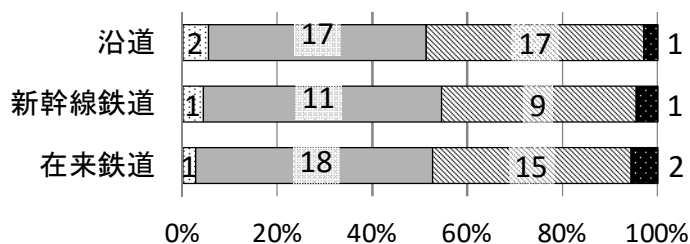
問 5-1：既存の道路・鉄道の沿道沿線における土地利用を商工業用途へ誘導するなど、住居を立地させない、あるいは防音性能の高い集合住宅等を誘導するようにして、騒音問題の未然防止を図っている事例はありますか。

（都道府県回答）

（市回答）

□ はい □ いいえ □ わからない ■ 無回答

□ はい □ いいえ □ 無回答

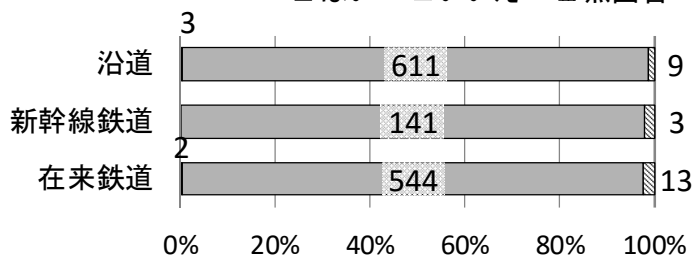


問 5-2：【政令指定都市、中核市、特例市、一般市、特別区に質問】

既存の沿道・沿線において著しい騒音問題が発生しており、問題解消に向けて土地利用対策の実施も検討すべき、あるいは実施できる場所はありますか。

（市回答）

□ はい □ いいえ □ 無回答



◆上記「はい」の方は、対策を検討できるタイミングを教えてください。

沿道：

再開発計画等の予定がなく困難＝2

その他（用途区域の見直し）＝1

沿線：（在来線）

その他（用途区域の見直し）＝1

その他（連続立体交差事業）＝1

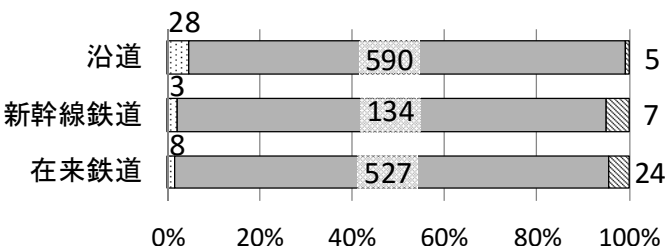
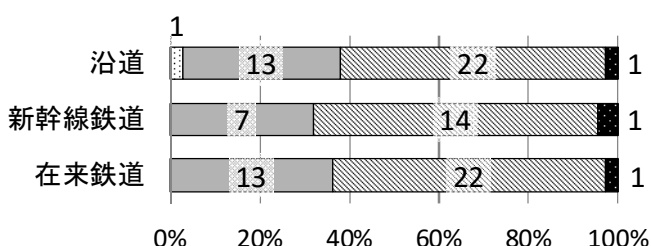
問 5-3：計画・事業中の交通施設（道路、鉄道、駅、PA・SA、道の駅等）があり、かつ施設周辺で宅地開発又は再開発により新たに後住者問題の発生が懸念される地域はありますか。

（都道府県回答）

（市回答）

□ はい □ いいえ □ わからない ■ 無回答

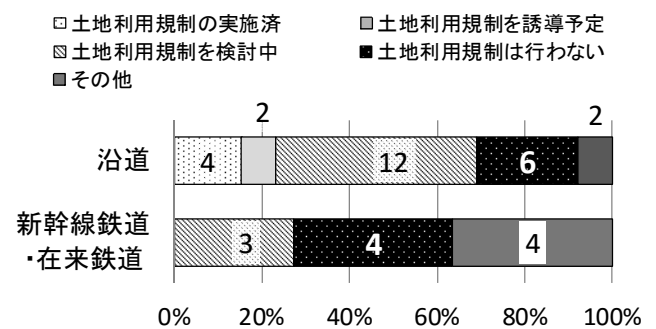
□ はい □ いいえ □ 無回答



問 5-4 : 【政令指定都市、中核市、特例市、一般市、特別区に質問】

土地利用規制による騒音問題の未然防止を考えているか否かについて回答ください。

(市回答)



◆上記で「土地利用規制は行わない」とした方はその理由をお答え下さい。

(主な回答)

- ・今後行われる協議で予測される懸念を事業者に伝えるように考えている。
- ・環境部局としては、後住者問題の発生を懸念される地域はあるが、都市部局としては、後住者問題の発生を懸念される地域はないと考えるため。
- ・土地利用規制を行うと沿道利用ができなくなる可能性があるため騒音対策のために土地利用規制を行うことは考えていない。

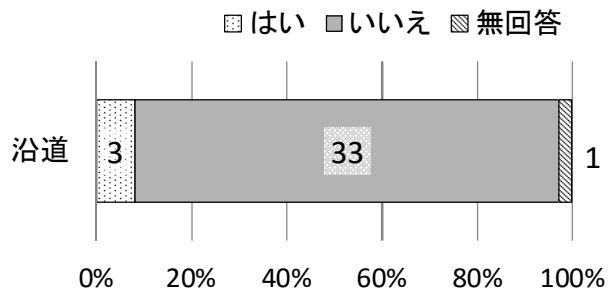
◆上記で「土地利用規制は行わない」とした方はその理由をお答え下さい。

- ・市街地再開発事業のための高度利用地区指定をしているため。
- ・環境部局としては、後住者問題の発生を懸念される地域はあるが、都市部局としては、後住者問題の発生を懸念される地域はないと考えるため。

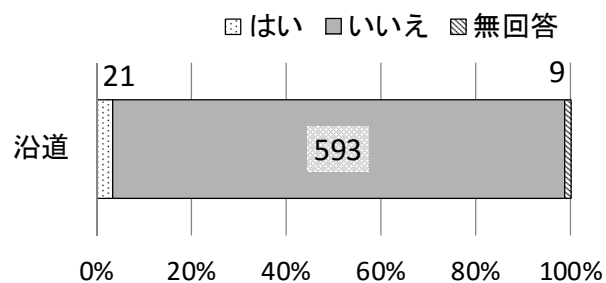
●地区計画に関する取組事例に関して

問 6-1：沿道法の適用道路はありますか。

(都道府県回答)



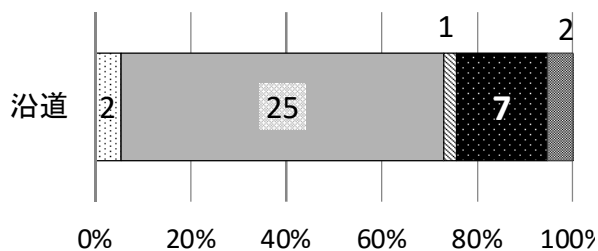
(市回答)



◆上記「なし」の方に対して、沿道法の適用道路の指定に興味はありますか。

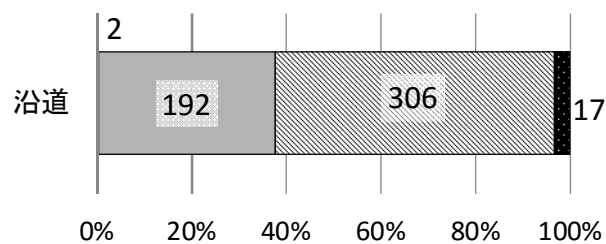
(都道府県回答)

- 検討を要する沿道がある
- 可能なら指定すべき
- 無回答
- ない
- その他



(市回答)

- 興味があり指定したい
- 興味はない
- 興味はあるが是非は不明
- その他

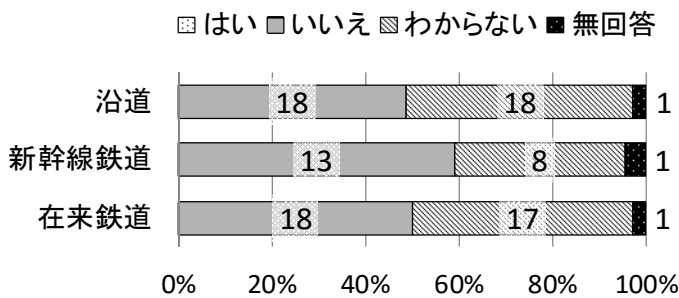


※その他（主な回答）

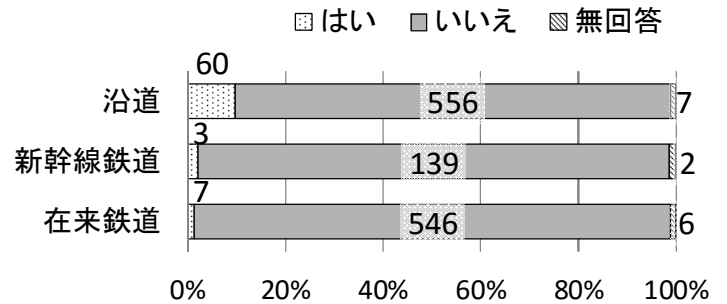
- ・興味はあるが、指定の是非は分からない。
- ・地区計画において、これまで沿道法による規制適用がないため、活用方法が不明。

問 6-2 : 沿道地区計画以外の地区計画（沿道法の適用を受けない地区）において、環境保全を目的とした取組（緩衝建物の誘導、緩衝緑地の整備等を促進）を含んだ事例はありますか。

（都道府県回答）



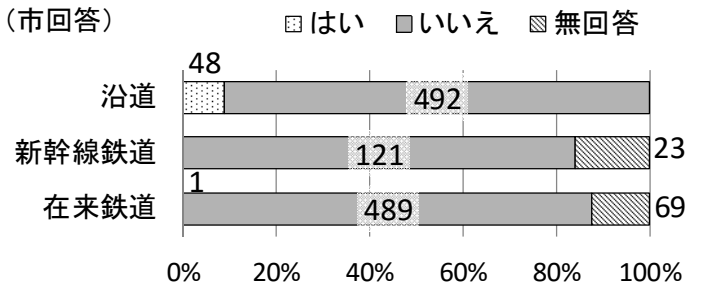
（市回答）



◆【政令指定都市、中核市、特例市、一般市、特別区に質問】

今後、上記取組みを実施したいと思いますか。

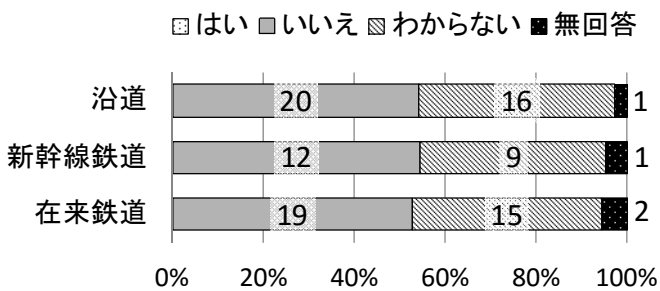
（市回答）



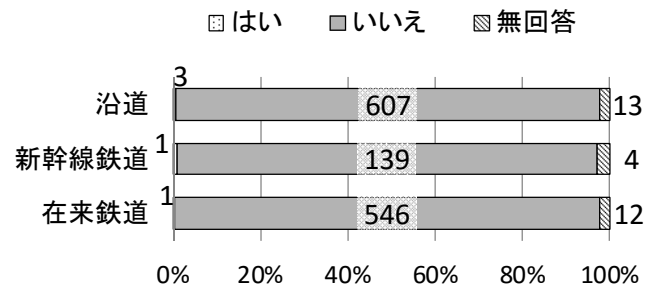
問 6-3 : 騒音問題が著しい地域を指定する考え方を示すもの（ガイドライン等）はありますか。

（例 道路を指定し、その沿道 100m を防音助成の対応範囲とする等）

（都道府県回答）

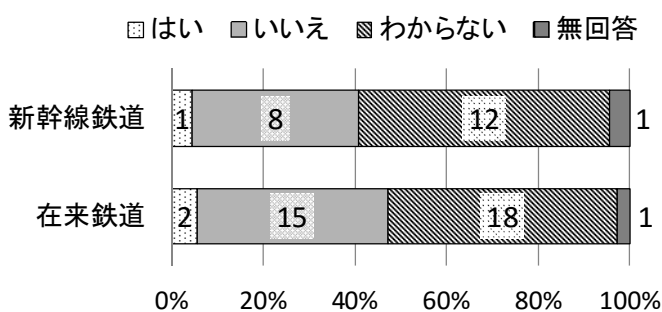


（市回答）

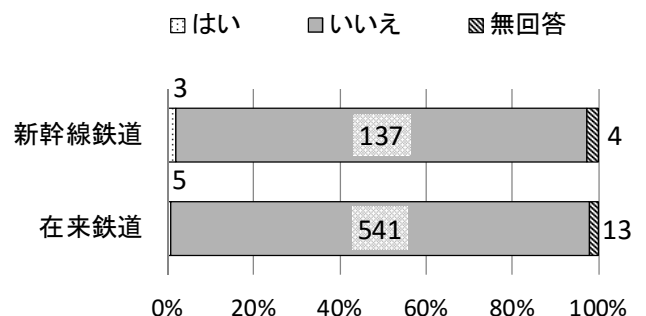


問 6-4 : 沿線において沿道法のような地区計画レベルの対応が必要な箇所はありますか？

（都道府県回答）



（市回答）



●土地再開発事業などの開発行為に際しての取組事例

問 7-1：土地再開発事業等の構想・計画と連動して、交通騒音問題に配慮して、用途地域の設定・変更（住宅系から商工業系へ変更等）の実績や予定はありますか。

問 7-2：土地再開発事業等の構想・計画と連動して、交通騒音問題に配慮して地区計画の設定・変更（緩衝建物の誘導、緑地の整備）の実績や予定はありますか。

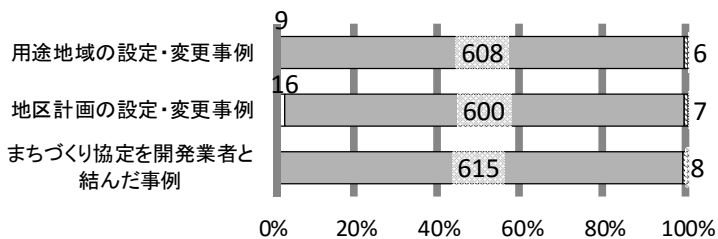
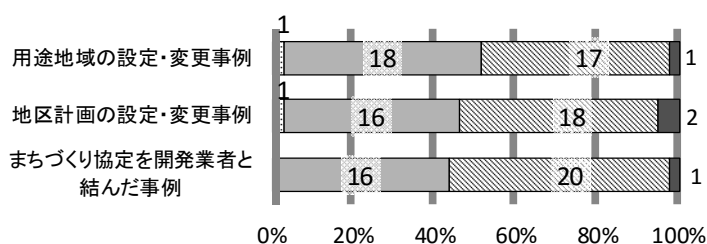
問 7-3：土地再開発事業等の実施に当たって、交通騒音の規制や改善に関するまちづくり協定等を開発事業者等と結んだ事例はありますか。

(都道府県回答)

(市回答)

□はい ■いいえ ▨わからない ■無回答

□はい ■いいえ ▨無回答



◆問 7-3 で「はい」の方は、具体的な取り決めの内容について、以下から選択してください。(複数回答可)

事例なし

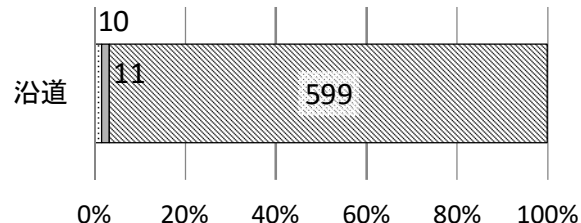
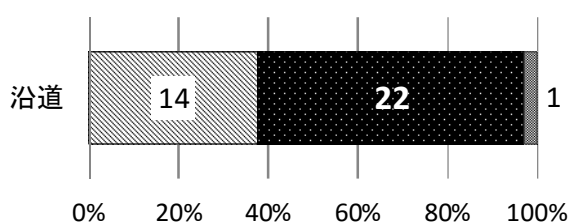
問 7-4：騒音問題の著しい沿道、沿線において、公園等の緩衝帯となる施設の誘導に関する協議を開発事業者あるいは都市部局等と図っていますか。

(都道府県回答)

(市回答)

□都市開発部局とある □開発事業者とある ▨ない(いいえ) ■わからない ■無回答

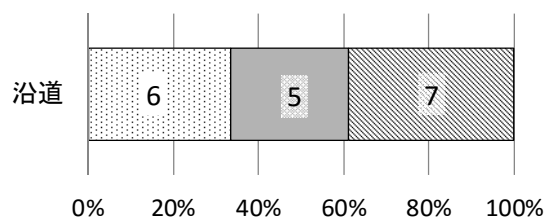
□都市開発部局とある □開発事業者とある ▨ない



◆【政令指定都市、中核市、特例市、一般市、特別区に質問】
上記「はい」の方で、既に整備している事例はありますか？

(市回答)

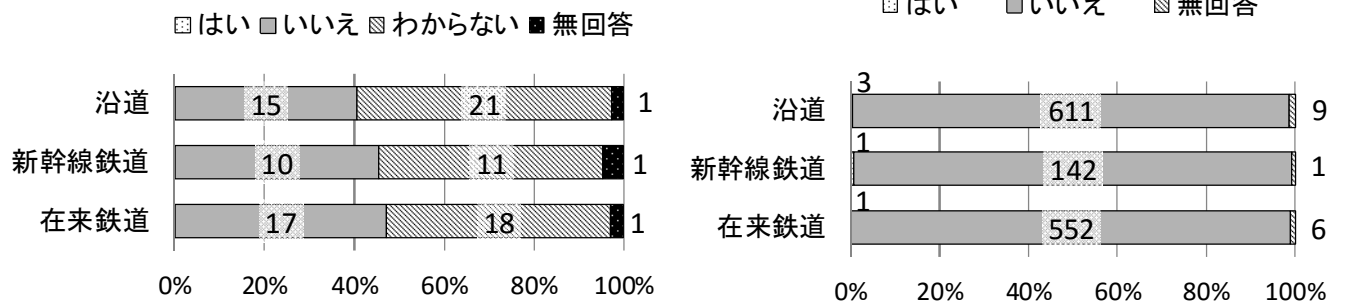
□都市開発部局とある □開発事業者とある ▨ない



問 7-5：今後、交通騒音問題に関するまちづくり協定、建築協定を開発事業者等と結ぶ予定はありますか。

(都道府県回答)

(市回答)

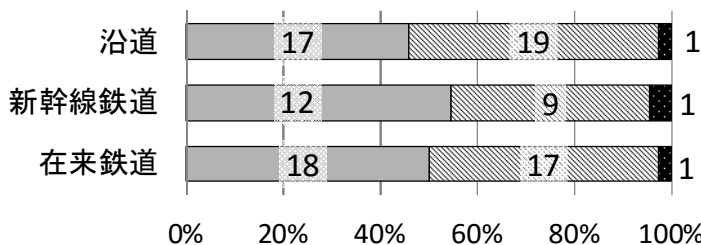


●建築（個別、集合の別なし）における取組事例

問 8-1：沿道、沿線に対して対策目標（求める防音性能等）を提示していますか。

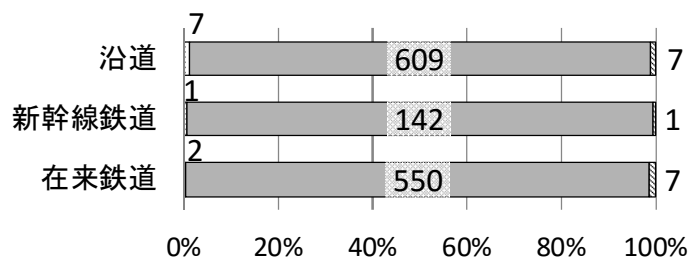
（都道府県回答）

□ はい □ いいえ ▨ わからない ■ 無回答



（市回答）

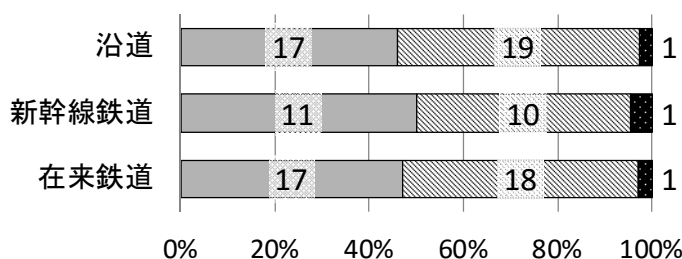
□ はい □ いいえ ▨ 無回答



問 8-2：沿道、沿線に対して建物設計指針（具体的な工法、部材の紹介等）を提示していますか。

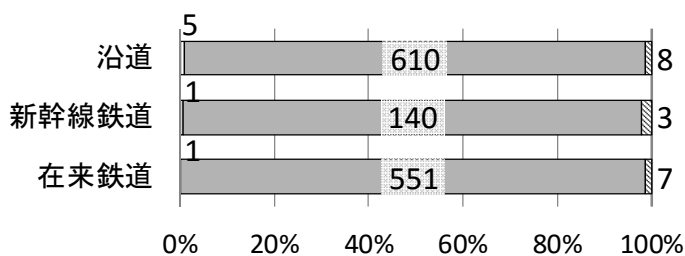
（都道府県回答）

□ はい □ いいえ ▨ わからない ■ 無回答



（市回答）

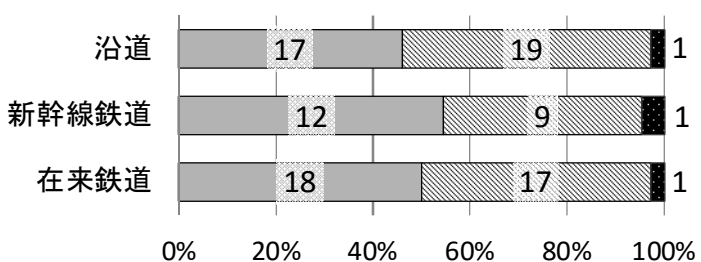
□ はい □ いいえ ▨ 無回答



問 8-3：住居系建物に対して防音性能の評価を実施していますか。

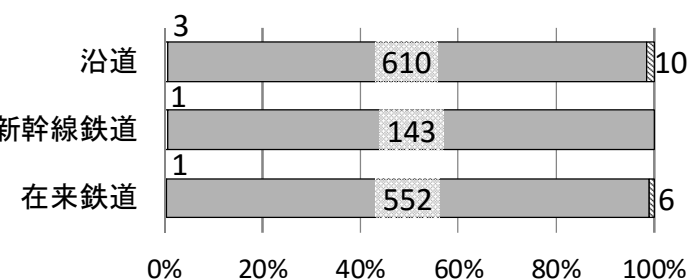
（都道府県回答）

□ はい □ いいえ ▨ わからない ■ 無回答



（市回答）

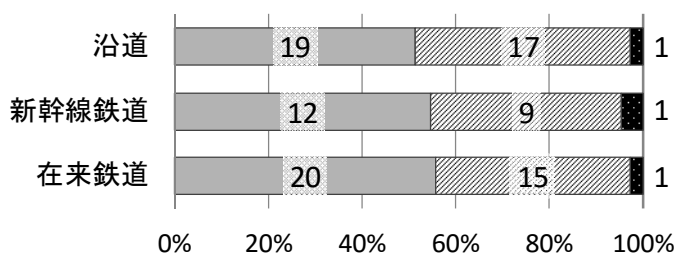
□ はい □ いいえ ▨ 無回答



問 8-4：住居系建物に対して騒音に関するラベリング・顕彰による優良住宅の誘導はしていますか。

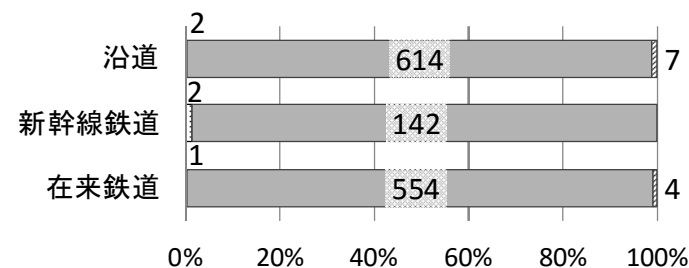
（都道府県回答）

□ はい □ いいえ ▨ わからない ■ 無回答



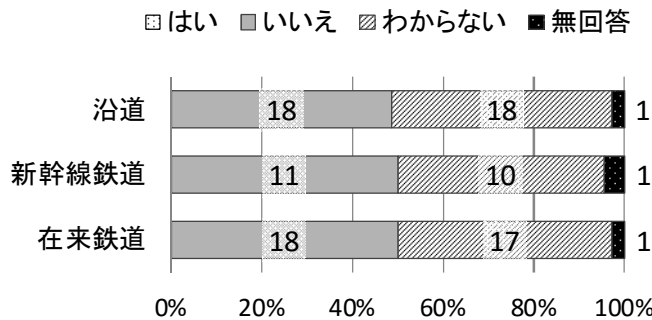
（市回答）

□ はい □ いいえ ▨ 無回答



問 8-5：交通騒音が著しい沿道、沿線地域において、土地開発業者などから入居者に対して騒音問題の現状について説明するよう求めていますか（義務、任意どちらでも可）。

（都道府県回答）

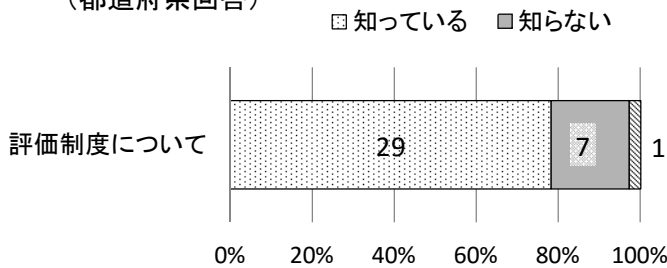


（市回答）

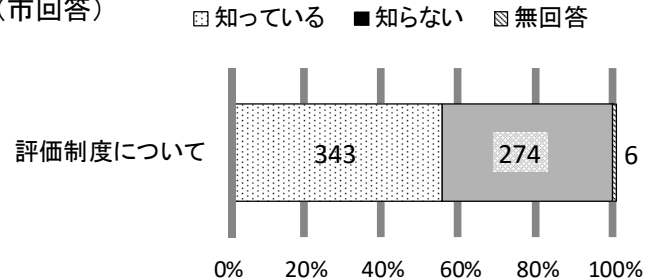


問 8-6：建物の住宅性能表示制度についてご存じですか。

（都道府県回答）

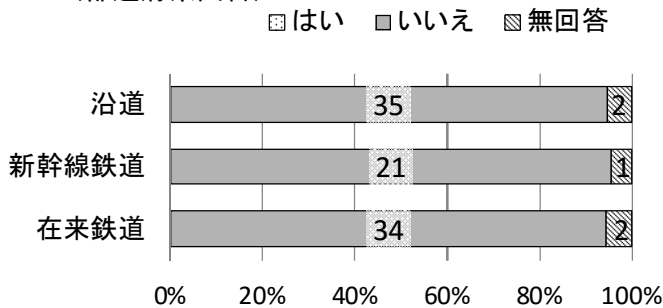


（市回答）

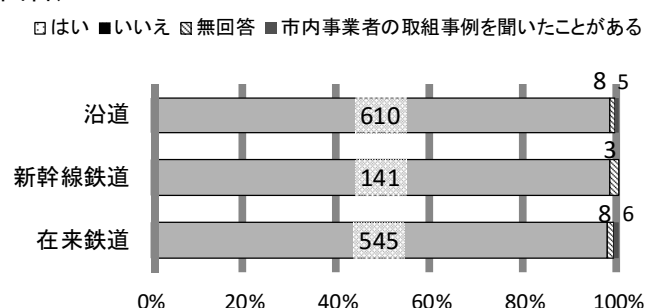


問 8-7：特に騒音問題が著しい地域において、住宅性能表示制度における遮音性能の評価（任意選択）を活用し、防音性能に優れた住宅の確保を図る取組みを行っていますか。

（都道府県回答）



（市回答）



問 8-8：その他、沿道・沿線に関してご意見がありましたら、記載ください。

○沿道沿線対策に関する意見

- ・建築確認では、関係法令等に照らし合わせ、適合しているか非かを確認する行為であるため、関係法令以外の法令の規制は加味しておりません。そのようなことから、何かしらの規制や制限を課すに当たっては、法等の整備が必要と考えます。

○騒音問題のない地域からの意見

- ・本市は、周囲を海に囲まれた島しょ地域であり、鉄道はもとより敷設されていませんが、これまで自動車沿線における交通騒音の発生もありません。しかしながら、将来の交通量増加を考慮した場合には、発生も予測されるため、今後関係機関との連携を図ることとします。

◆ 騒音に係る環境基準

環境基準とは「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であり、環境基本法第16条に基づき、以下の通り告示されている。

① 騒音に係る環境基準（一般地域及び道路に面する地域）【H10.9.30告示、H24改正】

- ・ 地域の類型及び時間の区分ごとに、下表のとおり基準値が異なる。
- ・ 各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

添付表1 環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注)

- 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

添付表2 環境基準（道路に面する地域）

地域の類型	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

添付表3 環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値 (L_{Aeq})	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれるとみとめられるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

※幹線交通を担う道路：高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間とは、以下のよう

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

② 新幹線鉄道騒音に係る環境基準【S50.7.29 告示、H12 改正】

- ・ 地域の類型ごとに、下表のとおり基準値が異なる。
- ・ 各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

添付表 4 環境基準

地域の類型	基準値 (L_{Amax})
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

I：主として住居の用に供される地域

II：商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

参考 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針【H7.12.20 告示】

- ・ 新規に供用される区間及び大規模な改良を行った後供用される区間を対象とする。

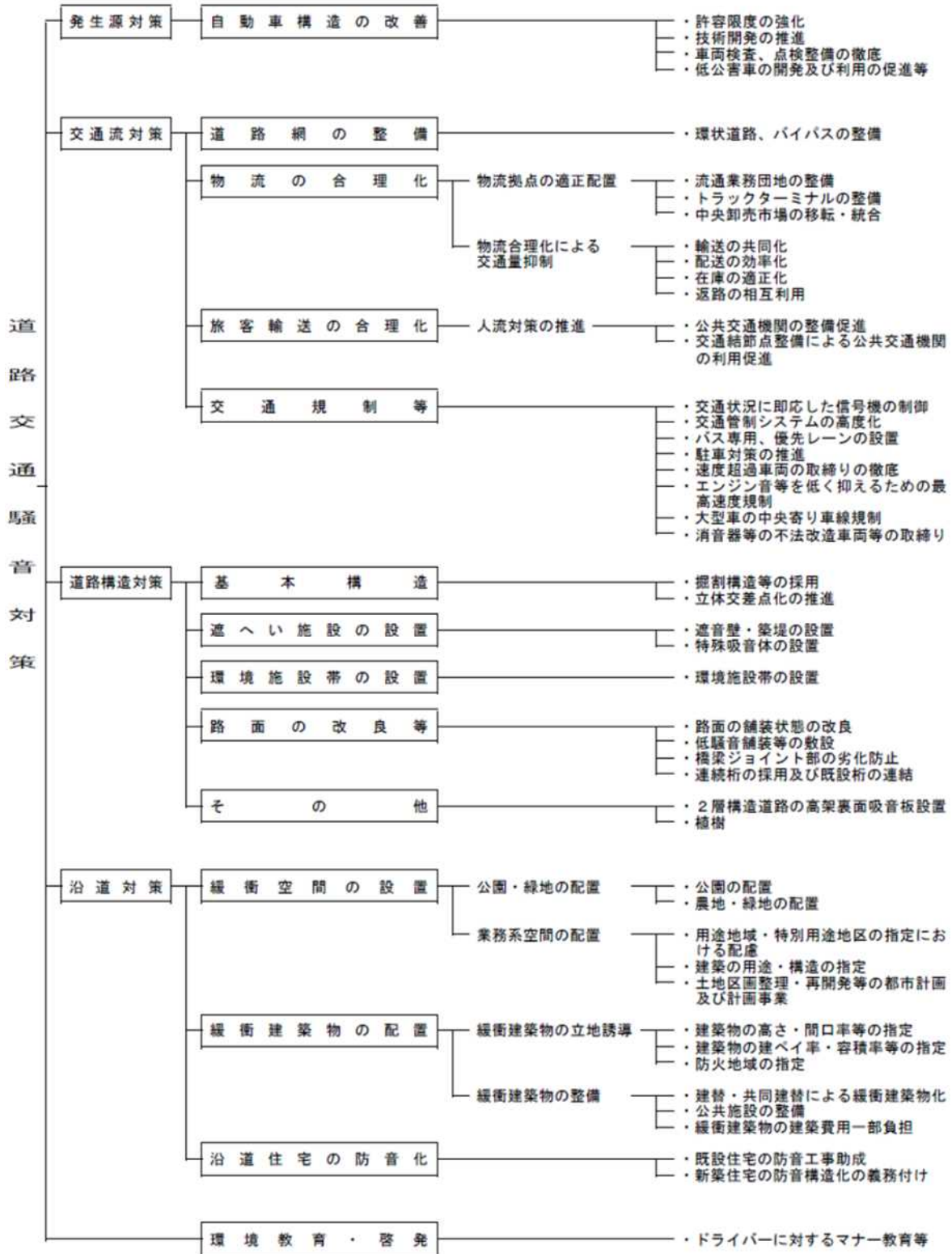
添付表 5 指針

	指針値 (L_{Aeq})
新線	昼間 (7~22時) : 60 dB (A) 以下 夜間 (22時~翌日7時) : 55 dB (A) 以下
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

◆ 交通騒音対策の概要

① 道路交通騒音対策

- ・ 「騒音の伝搬過程（発生源→伝播→暴露）」に応じた分類や、「主たる対策の実施者」に応じた分類（下図）など、様々な体系化が試みられている。



出典：道路交通騒音対策の充実強化について（中間とりまとめ）平成12年8月 道路交通騒音対策検討会

②新幹線鉄道対策

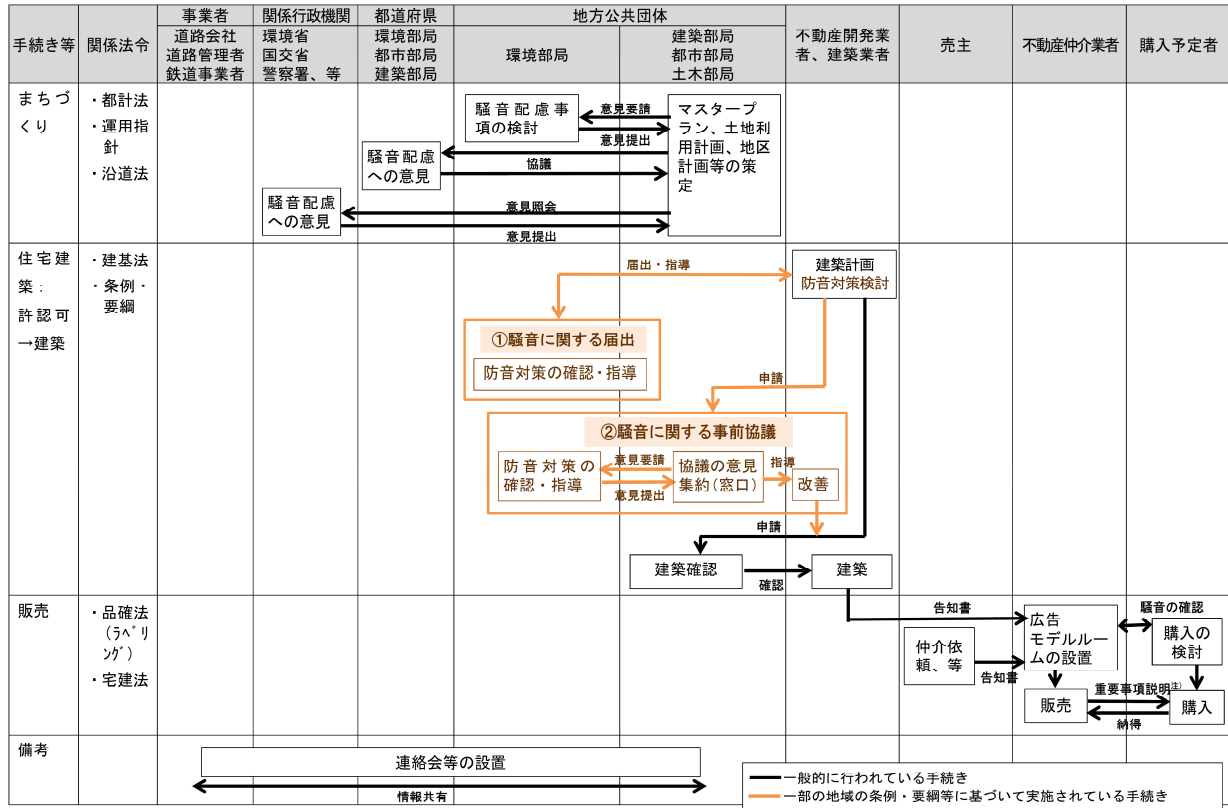
- ・新幹線鉄道対策は、新幹線鉄道騒音対策要綱（昭和 51 年 閣議了解）において、音源対策、障害防止対策、沿線地域の土地利用対策に大別されている。

対策種別	対策内容	概要
音源対策	車両対策	車輪の平滑化、車体の改良等
	地上対策	レールの平滑化、防音壁の設置等
障害防止対策	助成	建物の所有者等が新幹線鉄道の騒音により生ずる障害を防止又は軽減するために必要な工事を行う際に費用の全部又は一部を助成
	補償	屋内環境を達成することが困難と認められる建物の所有者が、当該建物を移転又は除却する際、当該移転又は除却により生ずべき損失を補償
沿線地域の土地利用対策	土地利用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・路線位置の決定に際しては、沿線地域の土地利用及び公共施設の配置の現況及び将来計画に十分配慮 ・移転補償跡地等については、緑地、倉庫、緩衝施設等に有効利用 ・沿線地域に道路、公園、緩衝地帯その他の公共施設等を有機的かつ適正に配置・整備

出典：新幹線鉄道騒音対策要綱（昭和 51 年 閣議了解）、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の設定について（答申）」に関する附帯決議（昭和 50 年 中央公害対策審議会）より作成

◆ 交通騒音問題の未然防止に関する関係主体と手続き等のフローの例

交通騒音問題の未然防止の取組において、想定される関係主体と手続き等のフローの例、それぞれの主体、手続き等及び関連法令等の例を示した。



①「騒音に関する届出」：条例又は要綱等により定める沿道又は沿線地域において、主に譲渡又は賃貸を目的とする共同住宅等の開発（新築）を行う際に、不動産開発業者等が建物の防音対策を環境部局等に届け出、防音対策について指導を受ける。

②「騒音に関する事前協議」：主に大規模の共同住宅を建築（新築）する場合、不動産開発業者等が建物の防音対策に関する協議書を地方公共団体に提出する。地方公共団体の環境部局は建築確認の事前協議・大規模建築物の建設計画の事前協議等において、当該建物の防音対策に関して意見を述べる。

図 想定される関係主体と手続き等のフローの例

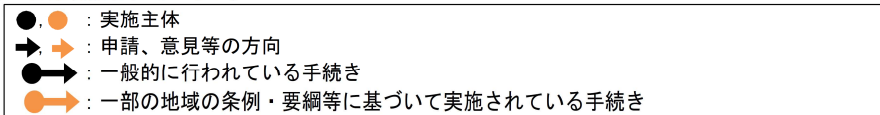
表 騒音問題未然防止に関連するそれぞれの主体、手続き等及び関連法令等の例

対策	事業者	関係行政機関	都道府県	地方公共団体		不動産開発業者、建築業者	売主	不動産仲介業者	購入予定者	手続き等	主な関連法令等	
	鉄道事業者、道路管理者	警察署、等	環境省、国交省、建設部局	環境部局、都市部局	環境部局							建設部局・都市計画
土地利用対策				●	●					・マスタープランへの記載 ・用途地域の指定・変更 ・地区計画、沿道地区計画の設定 ・公園・緑地等緩衝帯の計画的整備	都計法 運用指針 沿道法	
交通騒音情報				●						騒音測定、公表	環基法	
建物対策	建築			●						沿道沿線環境保全条件等の設定	条例等	
						●				騒音配慮事項の検討		
										騒音配慮事項の届出・審査等		
						←(→)●	→(←)●				①届出（防音対策） 建物防音対策の確認・指導	
						←●	→●				②事前協議（防音対策） 関係部署協議（意見要請） 関係部署協議（意見提出） 建物防音対策の指導	
	販売					←●	→●				建築確認申請書提出	建基法
						←●	→●				建築確認証の発行	
							●				（住宅建築）	
							●	→			不動産仲介（告知書の提出）	宅建法
									●		（販売開始）	品確法（ラベリング）
情報共有									●	購入検討時（騒音の確認） 騒音状況の説明 現地騒音確認 重要事項説明	宅建法	
								●	←	購入		
情報共有	●	●	●	●	●	●				未然防止への対応（連絡会等）		

注1) 「建築確認」申請窓口とは異なる都市部局等を含む。

注2) 民間確認検査機関の窓口も含む。

注3) 宅建法では、売買・賃貸の仲介の際に重要事項の説明を宅建業者に義務付けている。ただし、その中では「騒音の状況」を重要事項とすることは明記されていない。



① 「騒音に関する届出」：条例又は要綱等により定める沿道又は沿線地域において、主に譲渡又は賃貸を目的とする共同住宅等の開発（新築）を行う際に、不動産開発業者等が建物の防音対策を環境部局等に届け出、防音対策について指導を受ける。

② 「騒音に関する事前協議」：主に大規模の共同住宅を建築（新築）する場合、不動産開発業者等が建物の防音対策に関する協議書を地方公共団体に提出する。地方公共団体の環境部局は建築確認の事前協議・大規模建築物の建設計画の事前協議等において、当該建物の防音対策に関して意見を述べる。

◆ 住宅の防音対策の取組手順の例

表 騒音に関する届出を行っている事例の概要

地方公共団体	沿道/沿線	実施根拠		概要
神戸市	沿道	条例	神戸市自動車環境条例 [※] (H14.4.15 改正)	沿道保全区域に住宅を建築しようとする建築主に対して、遮音性を確保する措置を義務付けている。
尼崎市	沿道	条例	尼崎市の環境をまもる条例 (H12.12.26)	自動車騒音の著しい道路の周辺地域において、共同住宅等を新築する場合に、入居者を自動車騒音から守るために、建築主が自動車騒音防止設備基準に適合した計画を講じ、事前に届出を行う。
横浜市	沿道・沿線	地方公共団体が独自に作成した要綱等	集合住宅等の防音対策指導書 (S58.6.22)	「集合住宅等の防音対策指導書」に基づき、幹線道路や鉄道に近接して、新たに宅地開発や住宅の建築を計画しようとしている事業者に対して「集合住宅防音対策書」の提出を求め、道路等からの騒音に対する家屋側での防音対策を十分に配慮した宅地の開発や、住宅の建築を行うように指導している。

※神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例

注)過去に実施したアンケート調査(37 都道府県 622 市・特別区から回答)の結果を基に、次頁表と共に6市を選んだ。

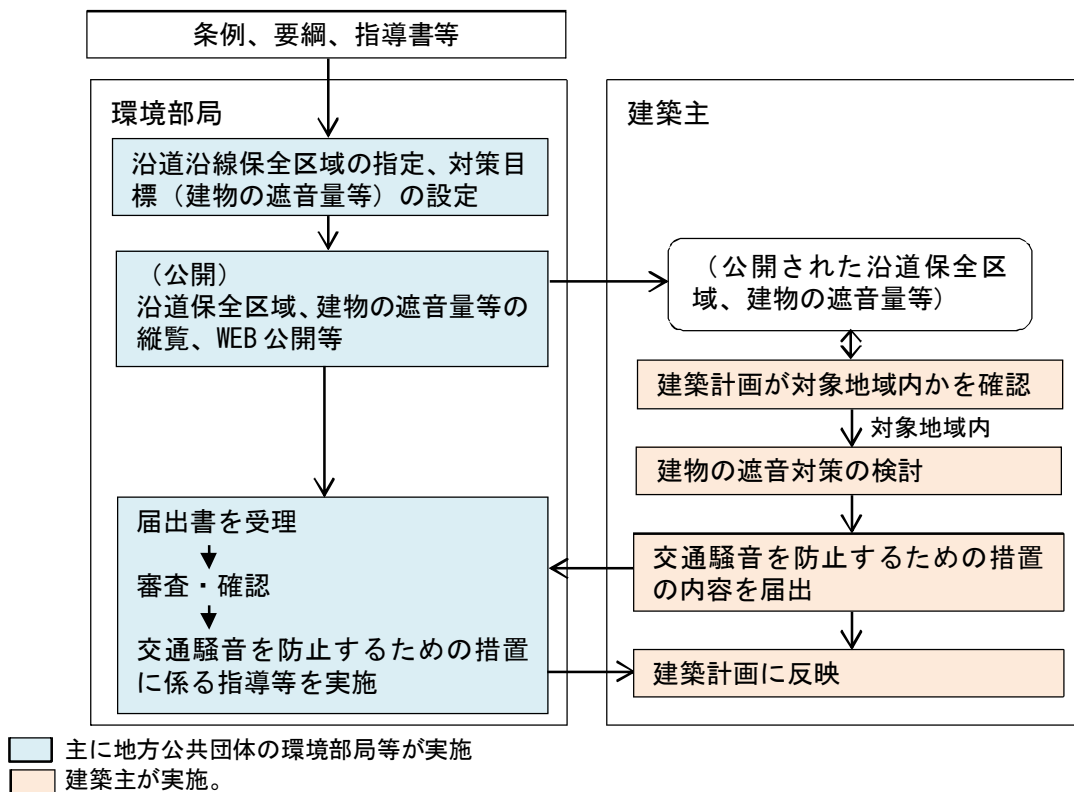


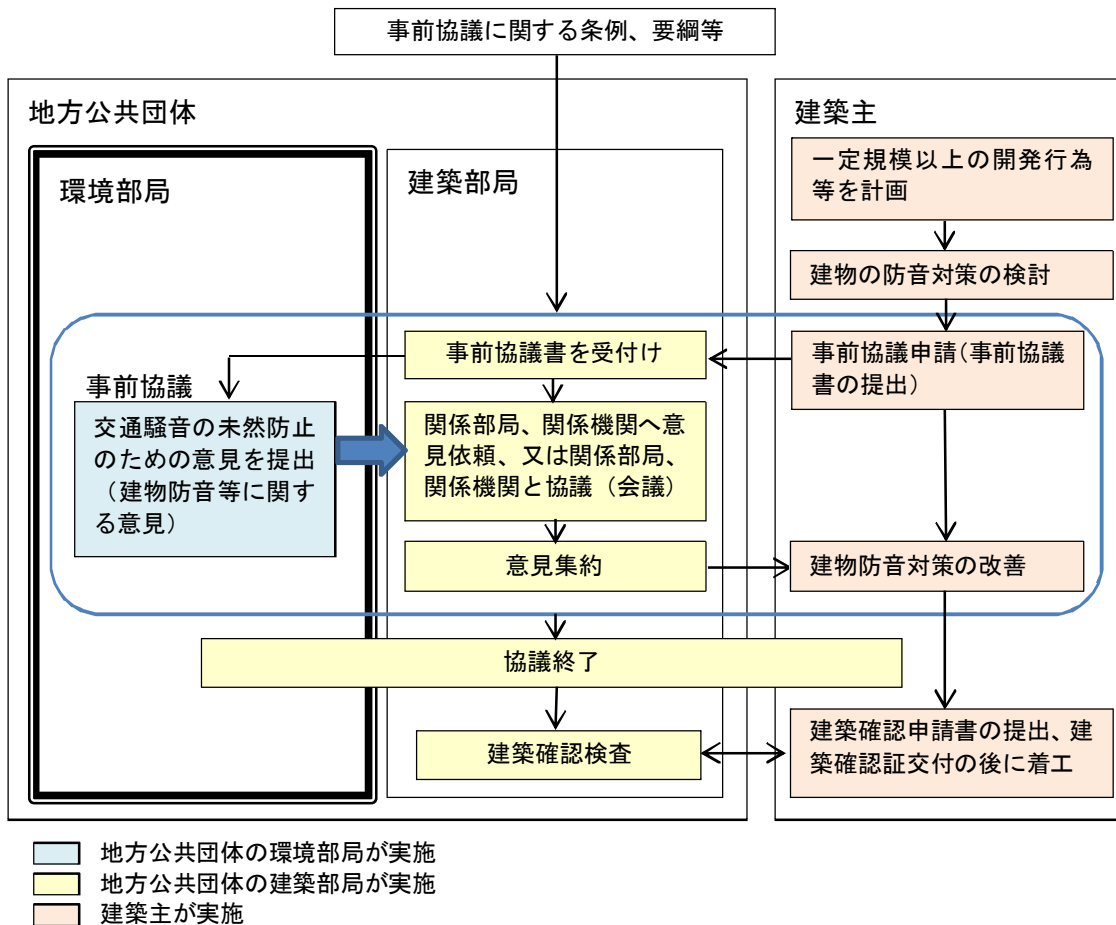
図 騒音に関する届出を行っている事例の手順(例)

表 騒音に関する事前協議を行っている事例の概要

地方公共団体	沿道/沿線	実施根拠		概要
大阪市	沿道・沿線によらず	条例	大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領 (H27.5.1 最近改正)	大規模建築物を建設する場合、分譲又は賃貸を目的とする住宅を建設する場合には、事業者は、その区域周辺の騒音等について、周辺の現地調査を行い、調査結果に基づいて入居者の居住環境の保全に関する適正な配慮を行うこととしている。
茨木市 <small>注)</small>	沿道・沿線によらず	地方公共団体が独自に作成した要綱等	茨木市開発指導要綱 (H27.4.1)	住宅建築、宅地開発等の際に、確認申請等の手続きの前に事前協議を実施している。環境部局からは、当該場所の状況(騒音レベル、立地場所等)を基に、建物防音対策等の意見書を提出する。
吹田市	沿道・沿線によらず	条例	吹田市開発事業の手続等に関する条例 (H27.12.28 最近改正)	開発許可申請に並行して条例で、開発事業を行おうとする場合は事前に公害防止計画の提出を義務付けており、「交通騒音防止の措置」を開発業者は記述することになっている。

※茨木市は、事前協議で事業者が提出する書類に、防音対策等の記述の様式は公開されていない。事前協議において環境部局が騒音対策について意見をいう。

注) 過去に実施したアンケート調査(37 都道府県 622 市・特別区から回答)の結果を基に、前頁表と共に6市を選んだ。



注) 過去のアンケート調査を基に特定行政庁である3市を選んで調査した結果を図示したもの。建築主事を置かない市町村では都道府県が建築確認の審査を行う。

図 騒音に関する事前協議を行っている事例の手順(例)


◆ ラベリング制度

・ CASBEE

項目	内容
特色	<p>事業段階に応じた企画、新築、既存、改修の4つの基本ツールと、個別目的に応じた建築、住宅、まちづくり等の拡張ツールがある。</p> <p>(1)建築物のライフサイクルを通じた評価ができること、(2)「建築物の環境品質 (Q)」と「建築物の環境負荷 (L)」の両側面から評価すること、(3)「環境効率」の考え方をういて新たに開発された評価指標「BEE (建築物の環境効率、Building Environmental Efficiency)」で評価すること、の3つを理念としている。</p>
運営主体名	国土交通省の主導の下、(財) 建築環境・省エネルギー機構内に設置した委員会
対象物品等	建築、住宅、まちづくり等
着目する環境影響	エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境
評価基準	<p>BEE 値により評価する。</p> <p>BEE とは、Q (建築物の環境品質・性能) を分子として、L(建築物の外部環境負荷)を分母とすることにより算出される指標である。</p> $\text{環境性能効率(BEE)} = \frac{Q(\text{建築物の環境品質・性能})}{L(\text{建築物の外部環境負荷})}$ <p>Q の値が横軸の L に対して縦軸に Q がプロットされる時、グラフ上に BEE 値の評価結果は原点 (0, 0) と結んだ直線の勾配として表示される。Q の値が高く、L の値が低いほど傾斜が大きくなり、よりサステナブルな性向の建築物と評価できる。グラフ上では建築物の評価結果を BEE 値が増加するにつれて、C ランク (劣っている) から B-ランク、B+ランク、A ランク、S ランク (大変優れている) としてラベリング (格付け) される。</p> <p>なお、音環境は、【室内環境】の中で、①騒音 (室内騒音レベル・設備騒音対策)、②遮音 (開口部遮音性能・界壁遮音性能・界床遮音性能)、③吸音について評価がなされる。ただし、エネルギー負荷低減を重視しており、音環境の評価結果が全体に与える影響は小さい。</p>

※CASBEE 建築環境総合性能評価システム 一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構の HP を参考に作成

・住宅性能表示制度概要

項目	内容
特色	<p>「住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）」に基づく制度。工事施工・完成時の2段階にわたり、住まいの性能を等級や数値で、国に登録された第三者機関が評価する。下図の10分野（32事項）にわたり検査を行い評価する。</p>  <p>住宅性能評価を受けた場合、①トラブルが発生時に指定住宅紛争処理機関に紛争処理を申請することができる、②地震保険料が優遇される、③長期優良住宅の認定手続きの一部が省略できる、④フラット35の手続きが簡単になる、等のメリットがある。</p>
運営主体名	国土交通省
対象物品等	住宅
着目する環境影響	温熱環境、空気環境、光・視環境、音環境
評価基準	<p>音環境（任意選択項目）については以下のとおりである。</p> <p>◆戸建住宅</p> <p>居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度について、JISに照らして3段階の等級で評価する。</p> <p>◆集合住宅</p> <p>①居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音を遮断するため必要な対策の程度について、JISに照らして5段階の等級で評価する。</p> <p>②居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音を遮断するため必要な対策の程度について、JISに照らして5段階の等級で評価する。</p> <p>③居室の界壁の構造による空気伝搬音の遮断の程度について、JISに照らして4段階の等級で評価する。</p> <p>④居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度について、JISに照らして3段階の等級で評価する。</p>

※住宅性能表示精度 提供：住宅情報提供協議会 運営：(財)住宅産業研修財団のHPを参考に作成